

# 奄美大島地域森林計画書

(奄美大島森林計画区)

計画期間

令和 4 年 4 月 1 日

令和 1 4 年 3 月 3 1 日

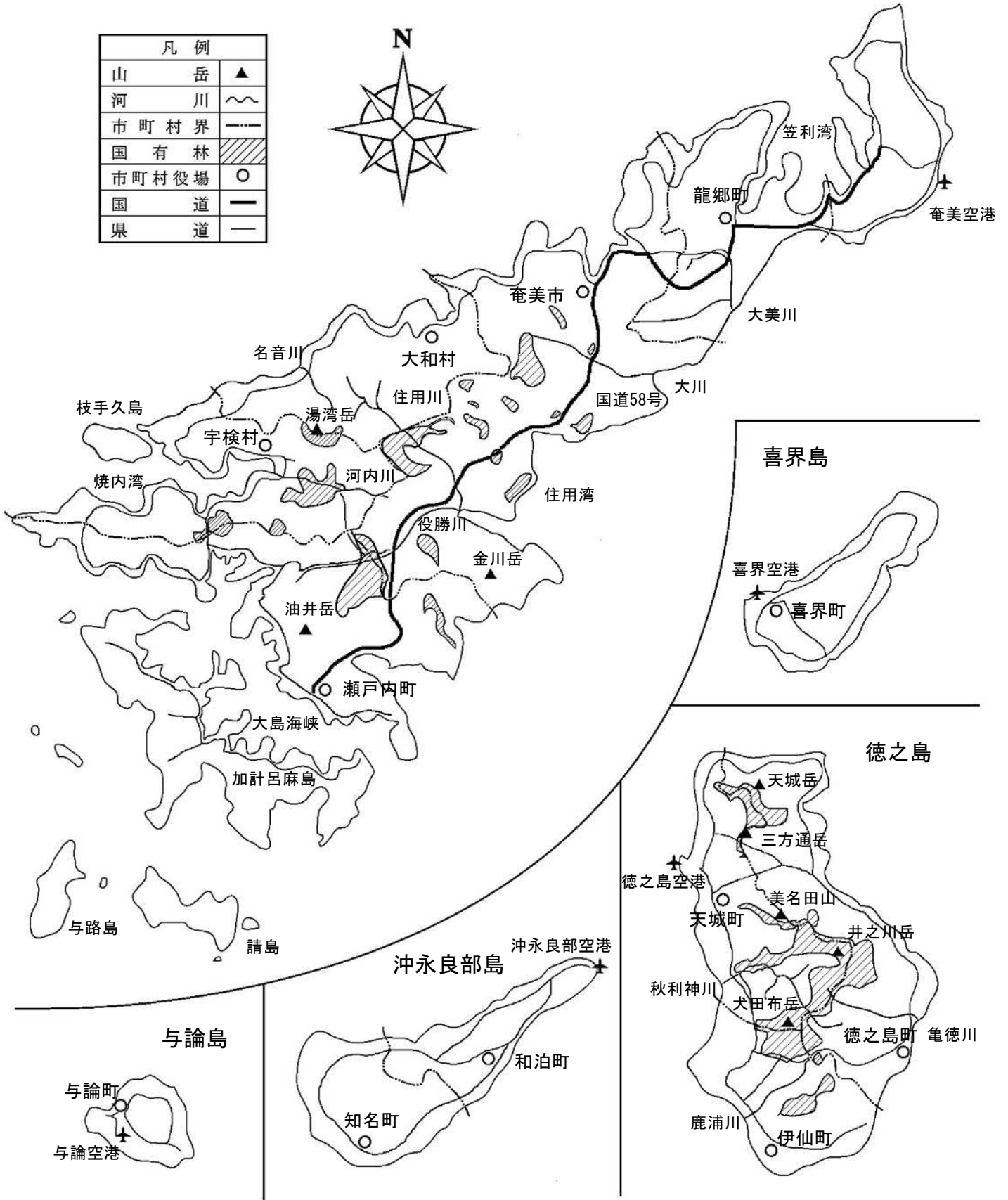
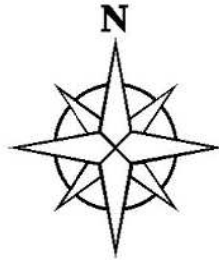


鹿 児 島 県



# 奄美大島地域森林計画区図

凡例		
山岳	▲	
河川	〰	
市町村界	----	
国有林	▨	
市町村役場	○	
国道	—	
県道	—	



# 目 次

## I 計画の大綱

### 1 森林計画区の概況

(1) 計画の位置付け	1
(2) 自然的背景	2
(3) 社会的・経済的背景	3
(4) 民有林の概況	3
(5) 木材加工・流通施設の状況及び林産物の生産動向	7

2 前計画の実行結果の概要及びその評価	9
---------------------	---

### 3 計画樹立に当たっての基本的考え方

(1) 森林・林業・木材産業の特徴	11
(2) 計画樹立の基本的な考え方	12

## II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	14
------------------	----

### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	15
(2) 計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	17

2 その他必要な事項	17
------------	----

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	18
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	19
(3) その他必要な事項	19

#### 2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針	20
(2) 天然更新に関する指針	21
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	22
(4) その他必要な事項	22

#### 3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	23
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	24
(3) その他必要な事項	25

#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	26
--	----

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	29
(3) その他必要な事項	29
<b>5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項</b>	
(1) 林道及び林業専用道の整備に関する基本的な考え方	30
(2) 森林作業道の整備に関する基本的な考え方	30
(3) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム の基本的な考え方	31
(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進すべき区域（路網整備等推進区域） の基本的な考え方	32
(5) 路網の規格・構造について	32
(6) 林産物の搬出方法等	32
(7) その他必要な事項	32
<b>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施，森林施業の共同化その他森林施業の 合理化に関する事項</b>	
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に 関する方針	33
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	33
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	33
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	34
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	35
(6) その他必要な事項	35
<b>第4 森林の保全に関する事項</b>	
<b>1 森林の土地の保全に関する事項</b>	
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	36
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及び その搬出方法	36
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	36
(4) その他必要な事項	37
<b>2 保安施設に関する事項</b>	
(1) 保安林の整備に関する事項	37
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	37
(3) 治山事業の実施に関する方針	37
(4) 特定保安林の整備に関する事項	37
(5) その他必要な事項	37
<b>3 鳥獣害の防止に関する事項</b>	
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に 関する方針	37
(2) その他必要な事項	38

<b>4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項</b>	
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	38
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	38
(3) 林野火災の予防の方針	38
(4) その他必要な事項	38
<b>第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項</b>	
(1) 保健機能森林の区域の基準	39
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	39
<b>第6 計画量等</b>	
<b>1 間伐立木材積その他の伐採立木材積</b>	40
<b>2 間伐面積（参考）</b>	40
<b>3 人工造林及び天然更新別の造林面積</b>	40
<b>4 林道の開設及び拡張に関する計画</b>	40
<b>5 保安林整備及び治山事業に関する計画</b>	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	43
(2) 保安施設地区として指定することを相当する土地の所在及び面積等	43
(3) 実施すべき治山事業の数量	46
<b>6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき         森林施業の方法及び時期</b>	46
<b>第7 その他必要な事項</b>	
<b>1 保安林その他制限林の施業方法</b>	47
<b>2 その他必要な事項</b>	53

注 本計画書の表において、「0は四捨五入により1に満たない数値」,  
「-は数の0（値なし）」の場合に用いている。

## (附) 参考資料

### 1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積	56
(2) 地況	56
(3) 土地利用の現況	59
(4) 産業別生産額	60
(5) 産業別就業者数	60

### 2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表	61
(2) 制限林、普通林別森林資源表	65
(3) 市町村別森林資源表	67
(4) 所有形態別森林資源表	69
(5) 制限林の種類別面積	71
(6) 樹種別材積表	73
(7) 特定保安林の指定状況	73
(8) 荒廃地等の面積	73
(9) 森林の被害	74
(10) 防火線等の整備状況	74

### 3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数	75
(2) 森林経営計画の認定状況	75
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の認定状況	76
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	77
(5) 林業事業体等の現況	79
(6) 林業労働力の概況	80
(7) 林業機械化の概況	82
(8) 作業路網等の整備の概況	82

### 4 林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動	83
(2) 森林以外より森林への異動	83

### 5 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立材積等	84
(2) 分期別期首資源表	85

### 6 その他

用語の解説	89
-------	----

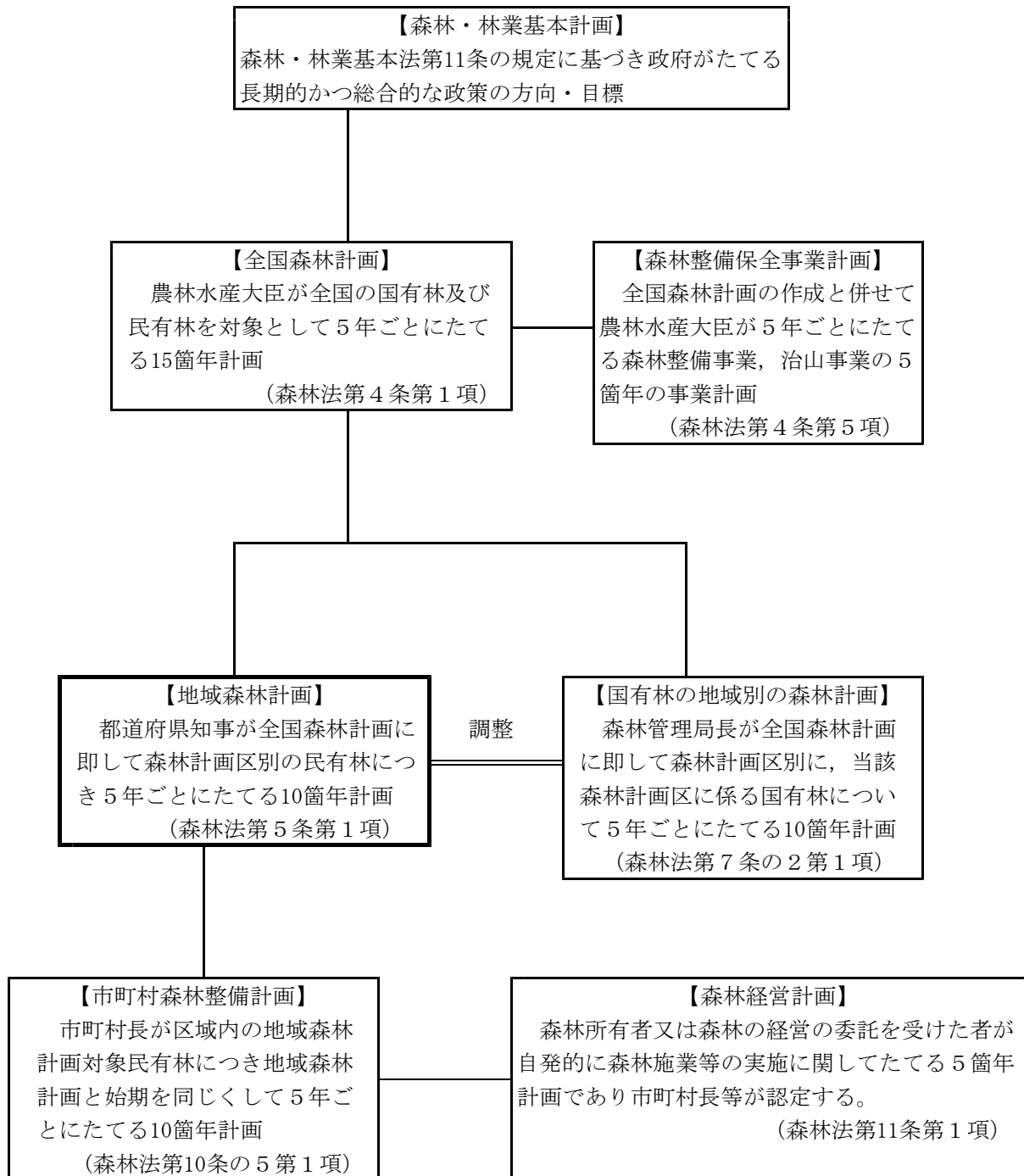
# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

### (1) 計画の位置付け

本計画は、森林法第5条の規定に基づき、知事が、全国森林計画に即し5年ごとにたてる10年間の計画で、奄美大島森林計画区の民有林について定めるものであり、計画期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間である。

### 森林計画制度の体系





## (2) 自然的背景

### ア 位置及び面積

本計画区は、鹿児島市の南西約380kmから592kmの間に位置し、大島本島（奄美大島、加計呂麻島、請島、与路島等を総称し「大島本島」とする。以下同じ。）、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島の島嶼からなり、1市9町2村で構成されている。区域面積は124,024haで、鹿児島県総面積918,708haの14%となっている。

### イ 地勢

大島本島は奄美群島の大半を占めており、地形は東北端の笠利半島が丘陵性の山地である他は全体的に急峻である。

主な山岳は湯湾岳（694m）、金川岳（524m）、油井岳（483m）などがある。海岸線は沈降性のため、複雑に湾が入りこみ各所に断崖が見られる。

河川は太平洋側に住用川、役勝川、大川等が、東シナ海側に名音川、河内川等が注いでいる。

徳之島は、北部に比較的急峻な天城岳（533m）、三方通岳（495m）があり、南部には美名田山（438m）井之川岳（645m）などの山岳がある。海岸線は入江が少なく、主な河川は秋利神川、亀徳川、鹿浦川等がある。

喜界島、沖永良部島、与論島は平坦な地形となっている。

### ウ 地質及び土壌

地質は、大島本島においては、大部分が古生代、中生代の堆積岩類と花崗岩類からなり、一部には花崗岩が露出したところもある。特に、笠利半島は、著しく浸食され段丘状となり、段丘面は砂礫やラテライト質土壌に覆われている。

徳之島においては、北部は古生層とそれを貫く花崗岩、輝緑岩などからなり、南部は新第三紀の琉球層群からなっている。

土壌は、赤黄色土、褐色森林土、暗赤色土、砂丘未熟土、岩屑性土壌が見られる。

赤黄色土のうち弱乾性赤黄色土が63%と多く、山の中腹から低い所に見られ、リュウキュウマツ、イタジイを主林木とする広葉樹林が見られる。

尾根付近の凸地に主に見られる乾性赤黄色土は透水性、通気性が悪く、イタジイ、イジュ等の広葉樹が生育している。奄美大島中央部の北面の水系付近の凹地に見られる適潤性赤黄色土箇所の一部にはスギが植栽されている。

### エ 気候

亜熱帯海洋性気候に属し、四季を通じ温暖で降水量が多く、毎年のように台風が来襲している。

令和2年の平均気温及び降水量は、奄美市で22.0℃、3,039mmである。

### (3) 社会的・経済的背景

#### ア 土地利用

総面積は124,024haで、そのうち森林面積は81,616haで、森林率は66%である。このうち、民有林（森林法第2条で規定する民有林）は71,571haで、森林面積の88%であり、国有林は10,045haで12%となっている。

農地面積は11,571haで総面積の9%となっている。

#### イ 人口

人口は、令和2年の国勢調査によると104,281人で、県の総人口1,588,256人の7%を占めている。

また、人口密度は、84人/㎢となっている。

#### ウ 交通

交通機関は、鹿児島空港等から奄美大島、徳之島、沖永良部島、与論島、喜界島へ空路が開設されているほか、鹿児島市からは大島本島及び各島を結ぶ海路がある。

島内交通は、国道58号(笠利～古仁屋)及び主要地方道を幹線に、これに一般県道及び市町村道、農道、林道等が接続している。

#### エ 産業

平成30年度の純生産は3,255億円で、県内純生産5兆5,487億円の6%である。純生産の産業別構成比は、第3次産業77%、第2次産業17%、第1次産業6%である。

林業の純生産は7億円で、第1次産業純生産の3%であり、県全体の林業純生産115億円に対して6%である。

### (4) 民有林の概況

#### ア 民有林の現況

本計画区の地域森林計画対象森林面積は、県全体民有林面積439,849haの16%に当たる71,567haである。

林種は、人工林3,141ha(4%)、天然林65,923ha(92%)、竹林・その他2,503ha(4%)である。

蓄積は、12,101千m<sup>3</sup>で県全体 121,875千m<sup>3</sup>の10%である。

また、ha当たりの蓄積は人工林205m<sup>3</sup>で県平均の472m<sup>3</sup>を大きく下回っており、天然林は174m<sup>3</sup>で県平均の143m<sup>3</sup>をやや上回っている。

樹種別の面積構成比は、人工林ではリュウキュウマツ35%、次いでスギ22%、シヤリンバイ15%、その他28%である。

また、天然林ではイタジイを主体とする広葉樹が97%であり、リュウキュウマツ3%、その他1%未満となっている。

所有形態別の面積構成は、公有林22%、私有林が78%で、公有林の内訳は、県有林6%、市町村有林94%である。

また、私有林の内訳は、個人有林41%、集落有林25%、会社有林6%、その他28%であり、集落有林が多いことが特徴となっている。

森林の種類別構成比は、普通林53%、制限林47%となっている。

## イ 森林資源の推移

前計画樹立時の森林資源を比較すると、面積で1,913haの減少したものの、蓄積で240千m<sup>3</sup>増加している。

単位：ha, 千m<sup>3</sup>, 千束

区 分	平成 2 9 年		令和 4 年		前期との対比	
	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積
総 数	73,480	11,861	71,567	12,101	△1,913	240
針 葉 樹	3,764	860	3,812	913	48	53
広 葉 樹	67,189	11,000	65,253	11,187	△1,936	187
竹 林	221	( 23)	224	( 23)	3	(0)
未立木地等	514	-	588	-	74	-
更新困難地	1,791	-	1,689	-	△102	-

- (注) 1 竹林の蓄積は( )書きで束数で示し、総数には含まない。  
 2 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。  
 3 未立木地等には、伐採跡地を含む。

## ウ 森林の有する諸機能の状況

森林の有する機能別の森林面積についてみると、水源涵養機能<sup>かん</sup>の高度発揮が要請される森林は、15,493haで、住用川、役勝川をはじめとする各河川の流域にあり、重要な水源地帯となっている。

山地災害防止機能の高度発揮が要請される森林は、29,441haで、市街地、集落周辺に点在している。

生活環境保全機能の高度発揮が要請される森林は、1,256haで、市街地、集落周辺等にあり防風等の機能を発揮している。

保健文化機能の高度発揮が要請される森林は、35,884haで、奄美群島国立公園、市町村民の森等として利用されている。

木材等生産機能の高度発揮が要請される森林は、29,107haで、大島本島を中心に全域に広がっている。

単位 面積：ha

区 分	面 積
水 源 涵 養 機 能 <sup>かん</sup>	15,493
山 地 災 害 防 止 機 能	29,441
生 活 環 境 保 全 機 能	1,256
保 健 文 化 機 能	35,884
木 材 等 生 産 機 能	29,107

(注) 機能別の森林面積は重複している。

## エ 保安林の現況

保安林の面積は、本計画区対象森林の14.4%に当たる10,325haで、種類別にみると水源かん養保安林90.5%、土砂流出防備保安林1.4%、土砂崩壊防備保安林0.8%、その他保安林7.3%である。

単位 面積：ha 比率：%

区分	水源 かん養	土砂 流出 防備	土砂 崩壊 防備	飛砂 防備	防風	潮害 防備	干害 防止	魚つき	保健	計
面積	9,349	(4) 149	80	78	(0) 57	134	(6) 458	14	(537) 6	(547) 10,325
比率	90.5	1.4	0.8	0.8	0.6	1.3	4.4	0.1	0.1	100.0

- (注) 1 上段の( )書きは、記入欄の左側の制限林と重複する面積で、外数である。  
 2 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。  
 3 比率については、重複指定保安林を含む面積割合である。

## オ 伐採、造林の推移

### (ア) 伐採の推移

過去5箇年の民有林の伐採材積は、針葉樹1千 $m^3$ 、広葉樹75千 $m^3$ 、計76千 $m^3$ で、年平均15千 $m^3$ 程度であり、県全体の伐採量の約1%である。

単位 面積：ha 材積：千 $m^3$  比率：%

区分	針葉樹				広葉樹		計	
	主伐 面積	材積			主伐 面積	材積	主伐 面積	材積
		計	主伐	間伐				
平成28年度	1	0	0	-	69	12	69	13
平成29年度	0	0	0	-	105	19	106	19
平成30年度	1	1	1	-	100	17	101	17
令和元年度	0	0	0	-	111	19	111	19
令和2年度	0	0	0	-	44	8	44	8
計	2	1	1	-	429	75	431	76
年平均(A)	0	0	0	-	86	15	86	15
県平均(B)	1,671	1,240	912	328	702	105	2,373	1,345
比率(A/B)	0	0	0	-	12	14	4	1

- (注) 1 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない。  
 2 主伐面積については、伐採材積及び伐採照査の結果により推計したものである。

資料：森林経営課，かごしま材振興課

### (イ) 造林の推移

過去5箇年の造林面積は、再造林0.4ha、拡大造林2.5ha、計2.9haで、年平均0.6ha程度で推移しており、県全体の造林量の約0.1%である。

単位 面積：ha 比率：%

区 分	造 林 面 積			樹 種 別 面 積			
	総 数	再造林	拡 大	総 数	ス ギ	マ ツ	その他
平成28年度	0.3	0	0.3	0.3	-	-	0.3
平成29年度	0.7	-	0.7	0.7	-	-	0.7
平成30年度	0.8	-	0.8	0.8	-	-	0.8
令和元年度	0.7	0.3	0.4	0.7	-	-	0.7
令和2年度	0.4	-	0.4	0.4	-	-	0.4
計	2.9	0.4	2.5	2.9	-	-	2.9
年平均(A)	0.6	0.1	0.5	0.6	-	-	0.6
県平均(B)	648	605	43	648	582	6	59
比率(A/B)	0.1	0	1.2	0.1	-	-	1.0

(注) 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。

資料：県森林・林業統計（平成28年度～令和元年度）、森林経営課（令和2年度）

### カ 林道の整備状況

過去5箇年の林道開設延長は、1,721mで、年平均344m開設されており、令和2年度末で総延長は、403,962 mとなっている。

また、林道密度は県平均6.8m/haに対し5.5m/haである。

単位 延長：m 密度：m/ha

区 分	林 道 開 設 延 長	林 道 密 度
平成28年度	425	5.4
平成29年度	220	5.4
平成30年度	200	5.4
令和元年度	284	5.4
令和2年度	592	5.5
計	1,721	-
年平均	344	-
現在までの総延長	403,962	-
県 全 体	2,916,711	6.8

(注) 林道密度の算出に用いた平成28年度までの森林面積は、平成8年度の林道網整備計画策定時の面積、平成29年度以降の森林面積は、平成28年度の民有林林道等整備計画策定時の面積であり、ともに74,326haである。

資料：かごしま材振興課

(5) 木材加工・流通施設の状況及び林産物の生産動向

ア 木材加工・流通施設の状況

木材加工場は、令和2年度末で3工場である。

単位 事業所，構成比・比率：％

区 分	製 材 工 場				チップ工場	
	総 数	75kW未満 (小規模工場)	75～300kW (中規模工場)	300kW以上 (大規模工場)	専 業	兼 業
奄美大島	2	1	1	-	1	
(A) 構成比	100	50	50	-	-	-
県 全 体	115	72	32	11	17	(15)
(B) 構成比	100	63	28	9	-	-
比率 (A/B)	2	1	3	-	6	-

(注) チップ工場の( )書きは製材工場の内数である。

資料：県森林・林業統計（令和3年11月）

イ 林産物の生産動向

(ア) 素材

過去5箇年の素材生産量は、針葉樹1千m<sup>3</sup>，広葉樹71千m<sup>3</sup>，計72千m<sup>3</sup>で、年平均14千m<sup>3</sup>程度であり、県全体の生産量の約1%である。

単位 材積：千m<sup>3</sup> 比率：％

区 分	針 葉 樹	広 葉 樹	合 計
平成28年度	0	12	12 (12)
平成29年度	0	18	18 (18)
平成30年度	0	16	16 (16)
令和元年度	-	18	18 (18)
令和2年度	0	7	7 (7)
計	1	71	72 (72)
年平均 (A)	0	14	14 (14)
県平均 (B)	939	99	1,038 (1,174)
比率 (A/B)	0	14	1 (1)

(注) 1 ( ) は、国有林を含んだ素材生産量である。

2 四捨五入の関係で総数の計と内訳の計は一致しない場合がある。

資料：県森林・林業統計（平成28年度～令和2年11月），かごしま材振興課（令和2年度）

### (イ) 特用林産物

主要な特用林産物は、生きくらげ、乾きくらげ、生しいたけ、薪、たけのこであり、過去5箇年の生産量及び生産額は、生きくらげが339トンで3億7千8百万円、乾きくらげが25トンで1億5千6百万円、生しいたけが59トンで5千1百万円、薪が9千RMで1億1千5百万円、たけのこが51トンで3千万円となっている。

なお、総生産額は、年平均1億7千3百万円で県全体の生産額の4.0%である。

単位 比率：%

区 分 単 位	生きくらげ		乾きくらげ		生しいたけ	
	生産量 t	生産額 百万円	生産量 t	生産額 百万円	生産量 t	生産額 百万円
平成28年	60	71	3	23	12	11
平成29年	67	73	3	17	14	13
平成30年	81	89	6	36	13	11
令和元年	58	64	8	47	11	8
令和2年	73	80	6	33	9	9
計	339	378	25	156	59	51
年平均 (A)	68	76	5	31	12	10
県平均 (B)	69	77	6	40	950	790
比率 (A/B)	98.6	98.7	83.3	77.5	1.3	1.3

区 分 単 位	薪		たけのこ		その他	合計
	生産量 千RM	生産額 百万円	生産量 t	生産額 百万円	生産額 百万円	生産額 百万円
平成28年	1	2	12	6	35	148
平成29年	3	35	9	5	22	166
平成30年	2	33	10	6	15	190
令和元年	2	35	8	6	41	201
令和2年	1	9	11	7	23	161
計	9	115	51	30	136	866
年平均 (A)	2	23	10	6	27	173
県平均 (B)	11	141	5,971	1,615	1,642	4,305
比率 (A/B)	18.2	16.3	0.2	0.4	1.6	4.0

(注) 1 その他は、ソテツの実、シャリンバイ、シキミ、木炭等である。

2 集計は暦年である。

3 四捨五入の関係で合計と内訳の計は一致しない場合がある。

資料：森林経営課

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画（平成29～令和8年度）における前半5箇年分の計画量と実行状況（平成28～令和2年度）の結果、概要等については次のとおり。

### (1) 伐採立木材積

伐採立木材積は広葉樹、針葉樹ともに計画を下回った。

単位：計画，実行：千m<sup>3</sup>，実行歩合：%

区分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	148	6	154	76	-	76	51%	-	49%
針葉樹	38	6	44	1	-	1	0%	-	0%
広葉樹	110	-	110	75	-	75	68%	-	68%

### (2) 間伐面積（参考）

単位：計画，実行：ha，実行歩合：%

間 伐 面 積		
計 画	実 行	実行歩合
84	0	0

### (3) 人工造林・天然更新別面積

伐採量が計画量を下回ったことで、天然更新、人工造林ともに計画を下回った。

単位：ha，実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
756	339	44.8%	31	3	9.7%	725	336	46.3%

### (4) 林道開設又は拡張の数量

県内の計画路線の中で地域の要望等を踏まえながら必要性や緊急性等を総合的に判断し、優先度の高い路線から開設，拡張を行った結果，計画を下回った。

単位：計画，実行：m，実行歩合：%

区 分	延 長		
	計 画	実 行	実行歩合
開 設	8,300	1,721	21%
拡 張	34,815	13,549	39%



(5) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の実績

水源の涵養<sup>かん</sup>や山地災害防備を目的に保安林の指定を推進したものの、前期については計画を下回った。

単位：計画，実行：ha，実行歩合：%

区 分	指 定			解 除			備 考
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	
水源涵養 <sup>かん</sup> のための 保安林	818	58	7%	—	4	—	
災害防備 のための 保安林	313	47	15%	—	0	—	
保健，風致 保全のため の保安林	135	0	0%	—	—	—	
計	1,266	105	8%	—	4	—	

イ 保安施設地区の指定

計画及び実績なし

ウ 治山事業

計画を上回る地区を実施した。

単位：計画，実行：地区，実行歩合：%

種 類	計 画	実 行	実行歩合
治山事業施行地区数	19	24	126%

(6) 要整備森林の施業の区分別面積

計画及び実績なし

### 3 計画樹立に当たっての基本的考え方

#### (1) 森林・林業・木材産業の特徴

##### ア 森林の特徴

- (ア) 本計画区の民有林は、総土地面積の58%を占めており、そのほとんどが大島本島と徳之島に分布している。特に、大島本島には本計画区の民有林面積の87%の森林がある。
- (イ) イタジイを主林木とする天然広葉樹が大半で、これとリュウキュウマツを合わせると森林面積の約9割を占める。  
一方スギ、ヒノキは極めて少なく、人工林率も県平均の44%と比べ4%とかなり低い。
- (ウ) 台風の常襲地帯であることから、特に沿岸部における防災林造成等生活環境保全機能の高度発揮が求められている。
- (エ) 奄美群島国立公園、市町村民の森等があり、またアマミノクロウサギ等奄美特有の野生生物が生息していることから、保健・レクリエーション機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が期待されている。

##### イ 林業の特徴

- (ア) 森林の所有形態は、会社有林、集落有林の占める割合が31%と高い。  
また、集落有林は私有林の約3割を占めるが、権利関係が複雑な入会林野等が多い。
- (イ) 林道を中心に林業生産基盤の整備が図られており、林道開設延長は343kmとなっている。
- (ウ) 天然広葉樹の有効利用を図るため、有用広葉樹の育成を目的とした育成複層林施業が進められている。
- (エ) 主にバイオマス燃料用原木や薪用への木材生産と合わせて、一部は建築内装用や家具用等向けの生産に取り組んでいる。

##### ウ 木材産業の特徴

- 本計画区には製材工場が2工場、チップ工場が1工場あるが、チップ工場は現在休業中である。  
また、イタジイなどの奄美産材の需要拡大に向けて、地域外製材工場との連携に取り組んでいる。

##### エ その他

特になし

## (2) 計画樹立の基本的考え方

奄美大島地域森林計画の樹立に当たっては、本県の森林・林業・木材産業に関する目指すべき姿とその実現に向けた推進方針等を示した「鹿児島県森林・林業振興基本計画」（鹿児島県，平成31年3月改定）との整合性を図るものとし、地域の特徴等を踏まえ、次の基本的な考え方に基づき各計画事項を定める。

### ア 計画の対象とする森林の区域

森林法第2条に規定する民有林のうち、自然的・社会的・経済的条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないとして認められる民有林を除く森林を対象とする。

### イ 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、「持続可能な森林経営」を達成し得るよう森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標と基本指針を定める。

また、森林の有する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行うため、「災害に強い森林づくり指導要綱（林務水産部 平成8年8月）」に基づいた適正な施策を実施する。

### ウ 森林の立木竹の伐採に関する事項

森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、伐採、特に主伐に関する標準的な方法や、主伐時期に関する指標として、樹種別の標準伐期齢の指針等を定める。

### エ 造林に関する事項

伐採跡地については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の回復・維持を図るとともに、適確な更新を確保するため、人工造林及び天然更新の標準的な方法や伐採跡地の更新すべき期間に関する指針等を定める。

### オ 間伐及び保育に関する事項

森林の質的向上と健全性の維持が図られるよう森林の状況に応じて適時に行うことが必要である。そのため、間伐及び保育の標準的な方法に関する指針等を定める。

### カ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の高度発揮が求められる森林の区域については、「公益的機能別施業森林」として、複層林施業や長伐期施業等の多様な森林整備を促進する必要がある。また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、「木材生産機能維持増進森林」として路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することが必要である。このため、公益的機能別施業森林等の区域の基準や森林施業の方法に関する指針等を定める。

### キ 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等の路網については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や天然林施業など、多様な森林への誘導等に必要となる森林施業を効果的かつ効率的に実施するための整備に関する基本的な考え方の基準を示す。

また、整備に当たっては、自然環境の保全等に留意した工法を採用するなど、奄美特有の希少動植物の生息環境にも十分配慮した計画とする。

**ク 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施，森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項**

森林経営の委託等による森林の施業又は経営の促進，森林施業の共同化の促進，林業就業者対策，機械化，加工・流通施設の近代化等の条件整備について推進方向を定める。

**ケ 森林の土地の保全に関する事項**

樹根及び表土の保全その他林地の保全に留意すべき森林として，水源かん養，土砂流出防備等の保安林を指定するとともに，土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を定める。

**コ 保安施設に関する事項**

保安林等については，森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標と基本方針に即し，森林に関する自然条件や社会的要請，保安林の配備状況等を踏まえ，水源の涵養，災害の防備，保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について，保安林の配備の方針を定める。

治山事業については，森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項に即し，災害に強い県土づくり，水源地域の機能強化を図るため，緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として，植栽，本数調整伐等の森林の整備や溪間工，山腹工等の治山施設の整備の方針を定める。

**サ 鳥獣害の防止に関する事項**

鳥獣別に鳥獣害防止区域の基準及び当該区域内における当該区域の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）被害の防止方法に係る方針を定める。

**シ 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項**

松くい虫などの病虫害や対象鳥獣以外の鳥獣害等の被害対策の方針，森林火災の予防方針について定める。

**ス 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項**

森林の保健機能を高度に発揮する必要がある森林について，森林施業の標準的な方法，施設整備の指針等を定める。

**セ 計画量等**

全国森林計画に即し，イに定める「森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標」を実現するため，森林資源の構成状況，地域の特性等を考慮しながら，鹿児島県森林・林業振興基本計画を踏まえて各計画量を定める。

**ソ その他必要な事項**

法令により伐採などの施業について制限を受けている森林の所在及び施業方法について示す。

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

表II-1 市町村別の地域森林計画対象森林面積

単位：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		71,567	
市 町 村 別 内 訳	奄 美 市	21,139	
	大 和 村	7,400	
	宇 検 村	8,512	
	瀬 戸 内 町	18,990	
	龍 郷 町	6,582	
	喜 界 町	878	
	徳 之 島 町	4,014	
	天 城 町	1,698	
	伊 仙 町	1,069	
	和 泊 町	299	
	知 名 町	899	
	与 論 町	86	

- 注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。(森林法第5条で定義された森林)
- 2 本計画の対象とする森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可、同法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となる。  
ただし、上記開発行為の許可については、保安林及び保安施設地区の区域内並びに海岸保全区域内の森林、伐採及び伐採後の造林の届出については、保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。
- 3 森林計画図の縦覧場所は、鹿児島県環境林務部森林経営課及び大島支庁農林水産部林務水産課並びに関係市役所、関係町村役場とする。
- 4 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施及び森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

そのため、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、水源の涵養、山地災害の防止・土壌の保全、快適環境の形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全並びに木材等生産の各機能が十分に発揮されるよう、適切な森林施業の実施や林道等の路網整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害被害・野生鳥獣被害の防止対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

これらの森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針を表Ⅱ-2のとおりとする。

表Ⅱ-2 森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林機能	森林の整備及び保全の目標 (望ましい姿)	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林	○洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な森林整備を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。 また、自然条件及び社会的条件、県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 ○ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進することを基本とする。
土山保災全害機能止機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	○災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。 ○集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止及び山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止工・土留工等の施設の設置を推進することを基本とする。

機快 能適 環 境 形 成	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	○地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備及び大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業並びに適切な森林整備を推進することとする。 ○快適な環境の保全のための保安林の指定及びその適切な管理、防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
保 シ健 ヨ・ ンレ 機ク 能リ エ	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林	○県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。 ○保健のための保安林の指定及びその適切な管理を推進することとする。
文 化 機 能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林	○美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 ○風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
保生 全物 機多 能様 性	原生的な森林生態系、希少な生物種が生育・生息している森林、または、陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している溪畔林	○属地的に生物多様性の機能の発揮が求められる森林については、既存の森林構成を維持することを基本として保全を図ることとする。 ○野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
機木 能材 等 生 産	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成された成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	○木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な森林整備を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化及び機械化を通じた効率的な森林の整備を推進することとする。

(注) 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

また、これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性の無い機能であることに留意する必要がある。

## (2) 計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、表Ⅱ-3のとおり定める。

表Ⅱ-3

単位 面積：ha

区 分		現 況 (令和4年4月1日現在)	計 画 期 末 (令和14年3月31日)
面	育成単層林	3,094	3,073
	育成複層林	8,454	8,838
積	天然生林	57,517	57,155
	森林蓄積 m <sup>3</sup> /ha	175	211

(注) 1 四捨五入の関係で面積の計と地域森林計画対象森林面積は一致しない場合がある。

### 2 育成単層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林への誘導については、育成のための人為<sup>注1</sup>の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の育成単層林・育成複層林・天然生林ごとに示すこととする。

#### (1) 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

#### (2) 育成複層林

森林を構成する林木を帯状もしくは群状または単木で伐採し、複数の樹冠層<sup>注2</sup>を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

#### (3) 天然生林

主として自然に散布された種子などにより成立し、維持される森林<sup>注4</sup>。例えば、天然更新によるシイ・カシ等からなる森林。

注1：「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかき起こし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

注2：「複数の樹冠層」とは、一定の範囲または同一空間において、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

注3：「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

## 2 その他必要な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林情報を的確に把握することが肝要であることから、市町村との情報共有により森林GISの効果的な活用を図る。



### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

伐採の方法は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材需要の動向、森林の構成等を勘案して定める。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採に制限がある森林においては、その森林ごとに制限に沿った施業を行うものとする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めることとする。特に、生物多様性保全上重要な役割を担う奄美群島国立公園やアマミノクロウサギ等の希少野生動植物の生息地及び尾根筋、沢筋周辺等での施業については、特に配慮することとする。

適正に森林を更新し、林地の荒廃を防止するため、伐採時における路網計画・作業システム・作業跡地の処理・森林土壌の保全について留意し、実施に当たっては、「森林の伐採・搬出・更新の手引き（環境林務部 平成24年2月）」を参考にすることとする。

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として伐採に関する事項を定めるものとする。

#### （1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の指針として定めるものとする。

ア 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によることとする。

イ 森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採箇所間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度（20m）の幅を確保するものとする。また、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

ウ 伐採に当たっては、伐採後の確実な更新を図るため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して行うこととする。特に、自然条件が劣悪なため、皆伐による方法では更新を確保できない森林については、択伐によるなど適確な更新が図られるよう配慮する。なお、伐採後の更新を天然更新による場合には、気候、地形、土壌等の自然条件、周辺の伐採地の更新状況を勘案して更新が可能と見込まれる林分を対象とし、天然稚樹の生育状況、母樹の保存及び種子の結実等に配慮することとする。

エ 林地の保全、台風害等の防止、落石等の各種被害の防止、奄美群島国立公園の風致景観の維持並びに尾根筋、沢筋周辺及び希少野生動植物の生息地等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

オ 育成複層林に誘導するための主伐に当たっては、「鹿児島県長伐期施業の手引き（林務水産部 平成16年10月）」を参考に、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件を

踏まえ、構成樹種及び林分構造等を勘案して行うこととする。

カ 森林の生物多様性の保全、伐採跡地の連続性の回避、伐採後の適確な更新の確保、保護樹帯の設置等について、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とすること。

(ア) 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

気候、地形、土壌等の自然条件及び下流域の人家等への影響など公益的機能の確保の必要性等も考慮して伐採面積を設定するものとし、伐採に制限がない森林であっても、1箇所当たりの伐採面積は10ha以下とすることが望ましい。併せて伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地の適確な更新を図るものとする。また、表土の流出を防止するため必要に応じて柵工を設けることとする。

(イ) 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・群状・帯状として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

その割合は、森林の有する多面的機能の維持造林が図られる適正な林分構造となるよう残された森林について一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

**(2) 立木の標準伐期齢に関する指針**

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、地域の平均伐採齢及び森林の構成等を勘案して表Ⅱ-4を参考に市町村森林整備計画に定めるものとする。

なお、標準伐期齢は、当該林齢に達した時点での立木の伐採を義務づけるものではない。

表Ⅱ-4 主要樹種ごとの標準伐期齢

地 区	樹 種 (年)				
	そ の 他 広 葉 樹	リュウキュウマツ	そ の 他 針 葉 樹	ス ギ	ヒノキ
奄美大島森林計画区一円	30	30	40	35	40

**(3) その他必要な事項**

特になし

## 2 造林に関する事項

裸地状態を早期に解消して、多面的機能の回復・維持を図るため、更新すべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請を考慮し、人工造林又は天然更新によることとする。

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として造林に関する事項を定めるものとする。

### (1) 人工造林に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の指針として定めるものとする。

造林すべき樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然条件、造林種苗の需給動向、木材の利用状況並びに既往の造林実績等を勘案して選定する。また、多様な森林を造成する観点から、広葉樹や郷土樹種を含め様々な樹種を検討するものとする。

表Ⅱ－５－１ 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	イジュ、タブノキ、その他有用樹種
-----------	------------------

#### イ 人工造林の標準的な方法の指針

人工造林の標準的な方法は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の指針として定めるものとする。

##### (ア) 人工造林の植栽本数の指針

植栽本数は、既往の植栽本数及び施業の省力化の観点から、表Ⅱ－５－２を目安として市町村森林整備計画に定めるものとする。

表Ⅱ－５－２ 主要樹種ごとの植栽本数 単位：本／h a

樹種	植栽本数
イジュ・タブノキ等	2,000～6,000

##### (イ) 人工造林の標準的な方法の指針

###### a 地ごしらえの方法

地ごしらえは、雑草木の地被物を全面的に刈り払い、植え付け場所の両側に筋状に整理する。筋の方向は、緩傾斜の場合には等高線状に、急傾斜の場合は傾斜の方向に整理する。

また、作業効率を向上させるため、路網及び伐採方法を勘案して伐採との一貫作業を行うこととする。

b 植え付け方法

植え付けは、植え穴をおおむね30～40cm四方、深さ30cm程度とし、苗木の根をよくほぐして丁寧に植える。

c 植え付けの時期

2月上旬から3月中旬までを標準とした春植えが一般的であるが、地域の自然条件や苗木の種類等に応じて適切な時期を選定することとする。

## ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の指針として定めるものとする。

森林の有する公益的機能の早期回復及び維持並びに森林資源の造成を図るため、皆伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採跡地においては当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に植栽するものとする。

## (2) 天然更新に関する指針

前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件も踏まえ、天然力を活用することにより、適確な更新が図られる森林において行うこととする。

### ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の指針として定めるものとする。

天然更新の対象とする樹種は、地域における既往の有用広葉樹を主体に将来高木となりうる樹種（以下「更新対象樹種」という。）を対象とする。

表Ⅱ－6－1 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	ハマセンダン、タブノキ、カシ類、シイ類 等の更新対象樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	タブノキ、イスノキ、カシ類、シイ類 等

### イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の指針として定めるものとする。

天然更新補助作業は、下層植生、自然条件、前生樹等を勘案し、天然下種更新の場合、稚樹の発生・生育が不十分な箇所において、必要に応じて、刈り出し、地表かき起し、植込み等を行う。ぼう芽更新の場合、更新対象樹種のぼう芽枝の発生状況を確認し、必要に応じて芽かきや植込み等を行うこととする。

また、期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数は、表Ⅱ－６－２のとおりとする。

表Ⅱ－６－２

単位：本／h a

樹種	期待成立本数（注１）	天然更新すべき立木の本数（注２）
上記更新対象樹種	6,000 ※	2,000

（注）１ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地において、天然更新すべき本数の基準となるもので、更新対象樹種の５年生時点での期待される成立本数

２ 天然更新をすべき期間内に更新対象樹種が立木度３以上となる本数

※ 出典：「林業技術ハンドブック」（平成10年7月社団法人全国林業改良普及協会発行）第10章広葉樹人工造林の実行より

#### ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の指針として定めるものとする。

森林の有する公益的機能の早期回復及び維持を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に天然更新を図るものとし、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとする。

#### エ 天然更新の完了基準

天然更新の完了確認については「鹿児島県天然更新完了基準（林務水産部 平成19年8月）」に基づき更新調査を行い、更新対象樹種の稚樹、幼樹、ぼう芽枝等のうち、樹高が0.5m以上、ha当たりの密度が2,000本以上確認された場合に更新完了とする。

#### （３） 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害などの発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所天然更新の状況等の観点から、天然更新が期待できない森林について適確な更新を確保すること。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定めるものとする。

#### （４） その他必要な事項

特になし

### 3 間伐及び保育に関する事項

森林の立木の生育促進及び林分の健全化並びに利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して定める。

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、森林の整備及び保全の目標その他森林の整備に関する基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として間伐に関する事項を定めるものとする。

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の指針として定めるものとする。

間伐は、植栽木の生育が進み、樹冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた林分において、主に目的樹種の一部を伐採する方法であって、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針（林務水産部 平成18年11月）」に基づき、森林の現況、経営手法並びに生産目標に応じて開始時期、間伐方法及び間伐率等を定め行うものとする。

なお、本計画区に広く分布する天然広葉樹の施業方法については、「育成複層林改良の手引き（大島支庁林務水産課 平成26年1月）を目安とし、表Ⅱ－7－1に示す。

また、「スギ・ヒノキ人工林育林管理システム（林務水産部 平成18年11月）」より一定の条件で算出したものを目安として、表Ⅱ－7－2に示す。

表Ⅱ－7－1 天然広葉樹の施業方法及び基準本数等の目安

樹種	上層木 平均樹高 (m)	上層木 平均胸高径 (cm)	基準 本数 (本/ha)	立木間の 平均距離 (m)	伐採の方法
天然 広葉樹	8	10	6,900	1.2	・初回：曲がり木、被圧木、被害木等を伐採(除伐)する。 ・2回目以降：有用樹種を見極め、残存木の成長を促すための間伐を主目的とする。
	10	15	4,400	1.5	
	11	18	3,700	1.7	
	12	22	3,100	1.8	
	14	28	2,300	2.1	

- (注) 1 施業の開始前に、林分全体の状況を把握し、その林分での目標林形を定める。  
3～5箇所の標準値調査を実施し、施業が必要な林分かを把握し実施する。
- 2 伐採率の基準は立木本数の30%以上とするが、上表の基準本数等を参考に立木密度から林況に応じて伐採率を補正する。
- 3 「基準本数(本/ha)」は、施業後の本数である。

表Ⅱ-7-2 間伐シミュレーション

樹種	区分	間伐時期				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	見込林齢(年)	18	25	36	53	初回：曲がり木，被圧木，被害木等を伐採する。  2回目以降：残存木の均質化，配置に重点を置く。
	樹高(m)	10.4	12.8	16.1	20.1	
	本数間伐率(%)	27	26	26	27	
	残存本数(本)	1,971	1,459	1,080	789	
ヒノキ	見込林齢(年)	22	34	48		
	樹高(m)	9.5	12.6	15.7		
	本数間伐率(%)	27	28	26		
	残存本数(本)	1,971	1,420	1,051		

(注) シミュレーションは，次の条件で実施した。①地位は中，②長伐期施業，③収量比数0.8程度の林分を0.7程度まで落とす，④間伐率は25～30%，⑤初回間伐前の本数は2,700本，⑥木取り方法を勘案し間伐時期を補正。

## (2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は，市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の指針として定めるものとする。

実施に当たっては，「鹿児島県育林技術指針」及び「育成複層林改良の手引き」を目安とするが，画一的に行うことなく，局地的気象条件，植生の繁茂状況等及び林木の競合状態に応じて実施時期及び方法を定め行うものとする。

[下刈り]

下刈りは，植栽木の速やかで健全な成長を確保するために，周囲の雑草木類を刈り払うものであり，特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ，局地的気象条件，植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法を選定して行う。また，一般的には造林木の高さが雑草木類の最多葉層高の1.5倍以上になるまで実施する。通常年1回，原則として4～10月に実施するが，雑草木類の繁茂が著しく造林木の成長に悪影響を及ぼすような場合（特に2年目，3年目）には，2回刈りを行う。

[つる切り]

つる切りは，植栽木へのつる類の巻きつきや覆いかぶさりによる幹折れや幹曲がりを防ぐことを目的として行うものである。つる類の繁茂状況に応じて実施するが，下刈りが終わってから除伐までの間に2回程度実施するのが一般的で，実施は，根茎の貯蔵養分が少なくなる6～7月頃が適期である。また，つる切りの方法としては，切り離し，掘り取り，薬剤処理などがある。

[除伐]

除伐は，下刈り終了後の林冠がうっ閉する前の森林において，植栽木と競合する他の樹木を除去し，植栽木の健全で速やかな成長を促す作業である。なお，目的外

樹種であっても、その成育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用な樹木は保存し育成しても差し支えない。

除伐は、10～15年生くらいの間に1回ないし2回実施する。

- ・ 1回目…樹冠がうっ閉し始めた頃、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種を除去
  - ・ 2回目…1回目から3～5年経過後、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種のほか、収穫予定木以外の主林木の一部を除去
- また、天然広葉樹林については、「育成複層林改良の手引き」に準じて実施する。

### **(3) その他必要な事項**

特になし



#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の整備及び保全に関する基本的な事項で示す「森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針」のうち、特に公益的機能の高度発揮が求められ、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の实情からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を「公益的機能別施業森林」とする。

林木の生育が良好で、木材として利用する上で良好な樹木により構成されている森林であって、林道等の基盤整備が適切に行われている森林の区域については、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」とする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複も可とし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めるものとする。

市町村森林整備計画においては、森林整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項を踏まえ、施業の方法に関する指針を基本として、公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を定めるものとする。

また、保安林及び保安施設地区並びに自然公園など法令により立木の伐採に制限がある森林については、その森林ごとに制限に沿った施業を行うものとする。

##### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林においては、県土の保全や自然環境の保全・形成等の公益的機能の維持増進を図るため、区域の基準及び森林施業の指針を次のとおりとする。

区域の基準については、全ての区域に共通して、各公益的機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、森林の分布状況、自然条件、地域の要請等から見た一体的な森林整備の観点<sup>かん</sup>を踏まえて定めるものとする。また、水源涵養機能維持増進森林においては、森林の分布状況を踏まえ林班単位等で面的に、その他の森林においては、原則、属地的な区域で設定するものとする。

なお、森林施業の方法については、市町村長が地形・地質を勘案して皆伐の上限面積を設定するなど独自に施業方針を定めても差し支えない。

##### ア 区域の設定の基準

(ア) 水源<sup>かん</sup>の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

- a ダム集水域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林
- b 水源<sup>かん</sup>涵養保安林など法令により水源涵養機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
- c 森林の自然条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林）

- a 山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など，土砂の流出，土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林
- b 土砂流出防備保安林など法令等により，山地災害防止・土壌保全機能の高度発揮を目的として施業等に制限が設けられている森林
- c 森林の自然条件，森林資源の内容及び地域の要請等から見て，山地災害防止・土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

- a 県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって，騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置，気象条件等からみて風害，潮害等の気象災害を防止する効果が高い森林
- b 飛砂防備保安林，潮害防備保安林など，法令により快適環境形成機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
- c 森林の自然条件，森林資源の内容及び地域の要請等から見て，快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）

- a 観光的に魅力ある高原，渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林，キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など，県民の保健・教育的利用等に適した森林
- b 史跡，名勝等の所在する森林や，これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林，潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林
- c 保健保安林，風致保安林，自然公園など法令等により保健機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
- d 市町村の森などレクリエーションの森として指定されている森林
- e 森林の自然条件，森林資源の内容及び地域の要請等から見て，保健機能等の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林
- f 原生的な森林生態系や希少な生物種が生息・生育する森林など，地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林

ただし，生物多様性保全機能については，伐採や自然攪乱等により時間軸を通して常に変化しながらも，一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であることから，原生的な森林生態系など属地的に発揮されるものを除き，区域設定は行わないこととする。

イ 施業の方法に関する指針

(ア) 水源涵養機能維持増進森林

伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、1箇所当たりの皆伐面積の縮小化・分散化、伐期の延長を基本とする森林施業を推進するとともに、下層植生や樹根の発達、林木の旺盛な成長を確保するための適切な森林整備を推進する。

特に、標高が高い地域、傾斜が急峻な地域、降水量の多い地域、短時間に強い雨の降る頻度が高い地域や大面積の伐採が行われがちな地域等においては、気象条件等の自然条件を考慮し、伐採面積の規模の縮小を図るものとする。

(イ) 山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林（生物多様性保全機能を含む）

上記で示した山地災害防止機能・土壌保全機能、快適環境形成機能、保健文化機能の各機能の維持増進を図るべき森林において、特にこれらの公益的機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行うことを基本とする。

それ以外の森林については、地形・地質等も考慮した上で、複層林施業、もしくは、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても各公益的機能の確保が図られる場合は、小面積かつ分散による長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を推進し、裸地の縮小、分散を図ることとする。

加えて、各機能の維持増進を図るべき森林における施業については、下記の点に留意することとする。

- a 山地災害防止・土壌保全機能の維持増進を図るべき森林においては、下層植生や樹根の発達、林木の旺盛な成長を確保するための適切な森林整備を推進する。
- b 快適環境形成機能の維持増進を図るべき森林においては、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等を配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した森林整備を推進する。
- c 保健文化機能の維持増進を図るべき森林においては、森林の現状や自然条件、地域の要請等も考慮した上で、地域住民と都市住民との連携による里山林等の整備、企業やNPO、緑の少年団等の参画による森林の整備を推進する。

また、地域独自の景観等が求められる森林において、風致景観の優れた森林の維持又は造成を図るために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、それぞれの風致景観の維持・向上を目的とした施業を推進する。

原生的な森林生態系、希少な生物種が生育・生息している森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、既存の森林構成の維持を基本とし、必要に応じて天然力を活用するとともに野生生物の生息・生育状況なども考慮し、天然生林や針広混交の育成複層林の維持・誘導、植生の復元等を図る。

なお、複層林施業、長伐期施業の具体的な施業方法については、「鹿児島県長伐期施業の手引き（林務水産部 平成16年10月）」を参考にする。

## **(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針**

### **ア 区域の設定の基準**

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で、地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域を「木材等生産機能維持増進森林」として設定するものとする。

また、この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定できるものとし、その基準を以下に示す。ただし、地域の実情に応じて加除することができる。

- (ア) 人工林を中心とした森林
- (イ) 災害が発生する恐れのない森林
- (ウ) 林地生産力が高い森林
- (エ) 傾斜が比較的緩やかな森林
- (オ) 林道等や集落からの距離が近い森林

さらに、設定する区域が公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの森林の公益的機能の発揮に支障がないよう留意することとする。

### **イ 施業の方法に関する指針**

森林の整備に当たっては、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することを旨とし、加えて生産目標に応じた伐採方法や伐期を選定し、萌芽更新等により確実な更新を図ることで、様々な木材需要に対応した持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう努めるとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとする。

## **(3) その他必要な事項**

特になし

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等の路網については、傾斜等自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」に区分し、奄美群島特有の自然環境や地質等に配慮しながら、架線集材方式に対応した整備を行うこととする。

### (1) 林道及び林業専用道の整備に関する基本的な考え方

林道及び林業専用道は、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設であり、山村の生活環境の整備等にも資する面も有することから、計画的な整備を促進する。

整備に当たっては、自然条件及び社会的条件が良好であり、森林施業の優先順位に応じた整備を推進し、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、コスト削減を図りつつ、野生生物の生息・生育の状況等も考慮し、自然環境の保全等に留意した工法の採用や周辺環境との調和を図ることとする。

また、林道、林業専用道の整備に関する基本的な考え方については、次のとおりとする。

#### ア 林道

森林の適切な整備や保全を図り、効率的かつ安全な林業経営を確立するための幹線であり、また、地域林業の振興等に重要な役割を果たす恒久的公共施設である。

整備に当たっては、開設コストの縮減及び開設期間の短期化による開設効果の早期発現に努めるほか、不特定多数の者の利用が見込まれることから、交通安全施設等の設置など往来車両等の安全確保を図る。

#### イ 林業専用道

主として特定の者が森林施業のために利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供する道である。規格・構造は普通自動車（10トン積程度のトラック）や大型ホイールタイプフォワーダ等林業用車両の輸送能力に応じた必要最小限のものとする。

整備に当たっては、地形・地質の面から十分な検討を行い、規格・構造の簡素化を旨として、おおむね30度以下の斜面に開設することを基本に、できるだけ地形に沿うものとし、詳細は「鹿児島県林業専用道作設指針（環境林務部 平成23年4月）」によることとする。

表Ⅱ－8 林道・林業専用道の現状

単位 延長：km

区分	路線数	延長
林道・林業専用道	80	343
うち林業専用道	—	—

(令和2年度末現在)

### (2) 森林作業道の整備に関する基本的な考え方

森林作業道は、森林整備、木材の集材・搬出のため林業機械の走行を想定した道であり、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

整備に当たっては、計画段階において市町村森林整備計画等各種計画と調整を図ることとし、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組み合わせを考慮し、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置する。

なお、地形・地質、気象条件はもとより、水系や地下構造を資料等により確認すると共に、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息・生育の状況なども考慮する。

また、森林作業道作設オペレーター研修修了者等による低コストで耐久性のある路網の整備を進めるものとし、詳細については、「鹿児島県森林作業道作設指針（環境林務部 平成30年6月）」によることとする。

### （３）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進していく上で重要な要素となっている林業生産性や労働生産性の向上を図るため、施業の集約化を推進するとともに、林業機械等も用いた低コストで効率的な作業システムによる施業の普及・定着を図る。

その際、奄美群島特有の地形・地質（赤土）、森林の状態などの自然条件や、森林の所有形態、事業体の経営方針、経営規模、木材加工業の状況等を勘案しつつ、表Ⅱ－９－１を参考に、架線系集材を主体とした路網と林業機械等を組み合わせた最適な作業システムを導入することとする。

なお、導入に当たっては、林地の保全や労働安全の確保に十分留意することとする。

また、地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安についても、奄美群島特有の実情を踏まえ、表Ⅱ－９－２のとおりとする。

表Ⅱ－９－１ 林業機械を主体とした場合の作業システムの一例

区分	作業システム	最大到達距離 (m)		作業システムの例			
		林道・林業専用道から	森林作業道から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	150～ 200	30～ 75	チェーンソー	グラップル	チェーンソー	フォワーダ トラック
	架線系		50～ 125	チェーンソー	スイングヤード タワーヤード 集材機	チェーンソー	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15～30°)	架線系	200～ 300	100～ 300	チェーンソー	スイングヤード タワーヤード 集材機	チェーンソー	フォワーダ トラック
急傾斜 ・急峻地 (30°～)	架線系	300～ 1,500	150～ 1,500	チェーンソー	スイングヤード タワーヤード 集材機	チェーンソー	フォワーダ トラック

注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。

2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。

表Ⅱ－9－2 地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			林道・林業専用道
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	75～200	25～40
	架線系	25～75	
中傾斜地 (15～30°)	架線系	15～50	15～25
急傾斜・ 急峻地 (30°～)	架線系	5～15	5～15

**(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進すべき区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方**

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、林道等の既設路線や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進林の配置状況等を勘案して、効率的な森林施業を推進する箇所を「路網整備等推進区域」として設定するものとする。

**(5) 路網の規格・構造について**

路網整備については、国が定める林道規程，県が定める林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針に基づき，適切な規格・構造の路網整備を推進するものとする。

**(6) 林産物の搬出方法等**

**ア 林産物の搬出方法**

立木の伐採・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に基づき，土砂の流出等を未然に防止し，林地保全を図るとともに，生物多様性の保全にも配慮しつつ，伐採・搬出後の林地の更新を妨げないよう配慮する。

**イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法**  
該当なし

**(7) その他必要な事項**

特になし

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施，森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

県，市町村，森林組合等林業事業者が連携し，森林・林業・木材産業関係者の合意形成を図りつつ，森林経営の委託への転換，森林施業の共同化，林業に従事する者の確保・育成，林業機械の導入，林産物の利用促進のための施設の整備を以下のとおり計画的かつ総合的に推進する。

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

#### ア 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進等

持続可能な森林経営を推進するために，小規模森林所有者や不在村森林所有者等に対し，森林の施業や経営の委託に関する情報の提供や普及啓発活動などを積極的に行い，意欲のある林業経営体等へ施業等の長期委託を進め，森林経営の委託への転換を図ることとする。その際，長期の施業等の委託が円滑に進むよう，森林の土地の所有者届出制度の運用等を通じて，得られた情報を林地台帳に反映するなどして，森林所有者情報の精度向上を図る。

さらに，森林経営の受委託等が円滑に進むよう森林組合などの林業事業者等による施業内容やコストを明示した提案型集約化施業の普及・定着を促進することとする。

#### イ 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

森林整備推進会議等を活用し，森林の適正管理，森林資源の高度利用等について地域の合意形成を図ることとする。

また，森林施業の共同実施，作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定や森林経営計画制度の活用等により森林施業の確実な実施を促進することとする。

#### ウ 森林施業共同化の指導體制の強化

森林施業の共同化を促進するために，林業普及指導員や森林組合などの林業事業者，市町村等が緊密に連携しながら，地域林業のまとめ役となる指導林家，指導林業士，青年林業士，林業研究グループのリーダー等と一体となった指導體制の整備を図ることとする。

### (2) 森林経営管理制度の活用促進に関する方針

森林の経営管理を森林所有者自ら実行できない場合には，市町村が経営管理の委託を受け，林業経営に適した森林については，意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに，再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については，市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の取組を促進することとする。



### **(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針**

地域の林業の担い手となり得る長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体等の育成並びに林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むものとする。

#### **ア 林家等林業経営体の育成**

経営方針の明確化，経営管理・施業の合理化及び林業経営基盤の強化等により，地域林業の担い手となり得る意欲ある林業経営体の育成に努めることとする。

また，林業普及指導員による林家等に対する経営支援・技術向上のための活動支援に積極的に取り組むものとする。

#### **イ 林業事業者の体質強化**

当森林計画区では，これまで鹿児島県林業労働力確保支援センター及び流域森林・林業活性化センター等を中心に，関係機関等が一体となって，事業者の経営の合理化，体質の強化に向けた取組が進められてきている。今後ともICTを活用した生産管理手法の導入や施業の集約化による事業量の安定的確保，林業機械等の導入等による生産性の向上等諸施策を推進し，経営基盤や経営力の強化を図ることとする。

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく認定林業事業者は4事業者（令和3年10月1日現在）あり，鹿児島県林業労働力確保支援センターとの連携による林業事業者の事業の合理化や雇用の改善等に必要な支援を行うこととする。

森林組合については，あまみ大島森林組合及び瀬戸内町森林組合並びに徳之島地区森林組合の3つとなっており，今後も森林経営計画の作成及び着実な実行により経営基盤の安定を図り，施業の集約化等に携わる職員の資質向上を促進することとする。

#### **ウ 林業就業者の確保・育成**

林業に従事する者の確保・育成については，「鹿児島きこり塾」の開催や就業相談窓口の設置等により，新規就業の促進を図るとともに，施業の集約化の中核を担う森林経営プランナーの育成，就業者の習熟度に応じた技能・資格の取得による技能の客観的評価の促進等，労働災害の防止のための研修・指導等を実施する。

また，公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金の助成事業等を通じて労働条件の改善に係る支援を行うとともに，鹿児島県林業労働力確保支援センターにおいては，通年雇用化や社会保険の加入促進等雇用管理の改善・事業の合理化に関する相談・指導等を行うほか，職業安定法に基づく無料の職業紹介事業を実施するなど，就業の円滑化及び雇用の安定を推進することとする。

### **(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針**

素材生産における生産性の向上と労働強度の軽減を図るため，地形・地質や森林現況などの自然条件や路網の整備状況，年間の事業量及び目標とする労働生産性，導入する

作業システム等に応じた林業機械等の導入及び稼働率の向上を促進するとともに、環境負荷の低減に配慮しつつ、架線集材機等を活用した低コスト作業システムの確立とその普及を推進することとする。

## **(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針**

### **ア 生産流通対策の推進**

木材生産の現場から製材工場等への安定供給の取組など、流域森林・林業活性化センター等を通じて関係者の合意形成を図りながら、川上から川下まで一体となった木材流通の低コスト化・合理化を進める。

特に、建築用材等として有用なイタジイなどを建築内装材、家具材等として利用促進を図るため、需要者ニーズに対応した木材製品を安定的に供給できる体制整備を地域一体となって推進する。

その他、地域材の需要拡大を図るため、公共施設等への木材利用促進や地域材普及のPRに努める。

### **イ 特用林産物の産地づくり**

「鹿児島県特用林産振興基本方針（平成30年3月）」に基づいて、南方系タケノコの生産や豊富な広葉樹を活用した生しいたけの生産、ヒサカキ・シキミなどの花木等の生産体制の整備を支援し産地づくりを図る。

## **(6) その他必要な事項**

特になし

#### 第4 森林の保全に関する事項

##### 1 森林の土地の保全に関する事項

###### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、森林の適切な管理及び施業を実施する区域を定めるものとし、その所在、面積及び留意すべき事項は、表Ⅱ-10のとおりとする。

表Ⅱ-10

単位：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	林班			
総数		10,142	森林の有する公益的機能の維持向上を図るため、森林整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項に配慮し、森林の適切な管理及び施業の実施に努める。 また、土地の形質変更にあたっては、その区域面積を最小限にとどめ、森林の土地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分に配慮する。 太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮する。	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 飛砂防備 干害防備 魚つき
奄美市		3,413		
旧名瀬市	21～23, 25, 30, 31, 37, 38, 42, 44, 48, 49, 53, 55, 59, 64, 85～98, 102, 112, 113, 121, 130, 131	1,550		
旧住用村	20, 21, 26～29, 33, 37～41, 44, 51～53, 58, 61	993		
旧笠利町	1, 3～13, 15～17, 19～26, 28, 30, 32～34, 38, 40, 42, 43	870		
大和村	3, 5, 6, 17, 21～23, 29, 33, 35, 36, 50～58	1,500		
宇検村	7, 12～17, 19～21, 30～32, 35～37, 39, 53～60, 64～67, 70, 76, 95, 96, 106～111	1,951		
瀬戸内町	3, 15, 17, 20, 24～26, 30, 31, 33, 42, 47～50, 52, 53, 59～62, 64, 71, 72, 85, 91, 97, 102, 112, 114, 115, 136, 139～141, 158, 161, 171	779		
龍郷町	3～9, 17～20, 22, 23, 25, 27, 30, 32～35, 37, 38, 43～45, 49, 51, 54, 58, 64, 65	1,092		
喜界町	2, 3, 6, 8, 9	113		
徳之島町	1, 3, 5～7, 9, 13, 15, 18, 22～24, 26～29, 34～36, 42, 45～47, 49, 51, 52	869		
天城町	13, 15～17, 30, 33	196		
伊仙町	6, 9, 14, 18, 19	29		
和泊町	1, 2, 3, 8	16		
知名町	3	165		
与論町	3	18		

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法  
該当なし

###### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

地形・地質等の自然条件、地域の土地利用、森林の現況及び土地の形質変更の目的・内容を総合的に勘案して、実施箇所の選定を行うものとする。

また、土石の切取・盛土を行う場合には、安定した法勾配を確保し、必要に応じて法面緑化工・土留工等の施設を設置するとともに、水の適切な処置を行うための調整池、排水施設等の設置及び森林の適正な配置等の適切な措置を講じ、土砂の流出及び崩壊の防止等に努めるものとする。

#### (4) その他必要な事項

特になし

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する事項

流域における森林に関する自然条件や社会的要請，保安林の配備状況等を踏まえ，公有林等の大面積森林や山地災害危険地区にある森林，里山林などで身近で良好な環境を構成している森林について，水源かん養保安林，土砂流出・崩壊防備保安林，保健保安林等の指定に重点を置いて，保安林の配備を計画的に推進することとする。

また，保安林における多様かつ効率的な森林施業が実施されるよう，必要に応じて指定施業要件を見直すものとする。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

地形，土壤等の自然条件及び受益の対象等を踏まえ，水源の涵養又は災害の防備の目的を達成するため，保安施設事業を行う必要がある森林等について，保安施設地区として指定することができるが，今期計画期間内での指定計画はない。

### (3) 治山事業の実施に関する方針

流域における森林に関する自然条件，社会的要請，保安林の配備状況，災害の発生形態の変化などを勘案し，災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため，事前防災・減災の考え方に立ち，山地災害の危険性の高い地区等において，重点化・効率化を図りながら，治山施設の整備，荒廃森林の復旧，海岸防災林の造成などを計画的に推進する。

また，流域治水の取組と連携し，浸透・保水機能の維持・向上に努めるとともに，流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置を計画的に推進する。

### (4) 特定保安林の整備に関する事項

適切な施業が実施されず機能が低下した保安林を特定保安林として指定し，森林施業を推進することで，保安林機能の確保を図るものとする。

### (5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため，地域住民，地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに，保安林台帳等の調製・整備及び標識の設置等を適正に行うものとする。

## 3 鳥獣害の防止に関する事項

市町村森林整備計画の樹立に当たっては，次の方針を鳥獣害の防止に関する事項として定めるものとする。

### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

#### ア 区域設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき，対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき，対象鳥獣による被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定する。

#### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため，地域の実情に応じて，対象鳥獣

による被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ることとする。

## **(2) その他必要な事項**

捕獲や侵入防止柵の設置等の対策が対象鳥獣の被害防止に有効な形で適切に実施されているかどうかを確認するため、必要に応じ現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者からの情報収集等を行う。

## **4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項**

病虫害、鳥獣害、気象害並びに山火事等の森林被害については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林の育成等に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととする。

### **(1) 森林病虫害等の被害対策の方針**

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための防除対策を推進するとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧又は他の樹種への転換を図る。

### **(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）**

野生鳥獣による森林被害を受けた場合は、鳥獣保護管理施策や農業被害防止施策との連携を図りつつ、被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により、その被害の防止または軽減を図る。

併せて、有害鳥獣捕獲従事者の確保・育成に努める。

### **(3) 林野火災の予防の方針**

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林野火災防止の普及啓発及び森林の巡視を行うとともに、保護標識、防火線及び防火樹林帯等の整備を推進する。

市町村森林整備計画においては、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項を定めるものとする。

### **(4) その他必要な事項**

台風災害等を考慮した災害に強い森林づくりに努める。特に、地形的に風害を受けやすい箇所においては、林縁部に防風樹帯を設置するとともに、林内に部分的な疎密を生じさせないように、適切な森林施業に努める。

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項の規定により定められた基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとして、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林である。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合に、次の事項を指針として保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

### （1）保健機能森林の区域の基準

湖沼・溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林保健施設の整備が行われる見込みのある区域について設定することとする。

### （2）その他保健機能森林の整備に関する事項

#### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する諸機能の低下を補うため、択伐施業や育成天然林施業等の多様な施業を積極的に実施することとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととする。

#### イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び美的景観等に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて行い、特に、建築物の配置に当たっては、下水施設等の衛生施設及び配水施設等の保全施設の整備に留意することとする。

また、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達しているときはその樹高））を定め、必要に応じ、期待平均樹高を踏まえた施設整備を行うこととする。

#### ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火施設の整備並びに利用者等の安全の確保に留意することとする。

## 第6 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

伐採立木材積については、森林資源の保続を図ることを前提として、森林の有する木材生産機能と公益的機能との調和を図りながら、森林資源の構成状況、伐採の動向、地域の特性等を勘案し、次のとおり計画する。

表Ⅱ-11

単位：千m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	397	24	373	388	15	373	9	9	-
前 期	181	10	171	176	5	171	5	5	-

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

### 2 間伐面積（参考）

間伐面積については、参考事項として、間伐の伐採材積を基に次のとおりとする。

表Ⅱ-12

単位：ha

区 分	間伐面積
総 数	85
前 期	45

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

造林の方法については、多面的機能の回復・維持を図るため地域の自然条件に適応した人工造林又は天然更新を行うこととし、造林面積を次のとおり計画する。

表Ⅱ-13

単位：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	80	1,751
前 期	36	809

### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

林道の開設等については、傾斜等自然条件、伐採や造林等の事業量を踏まえ、地域の特性に応じて、環境への負荷の低減に配慮しつつ、森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、次のとおり計画する。

表Ⅱ-14

単位：m

区 分	開 設	改 良	舗 装
総 数	7,800	2,175	25,644
前 期	4,700	1,090	12,984

なお、具体的な計画内容については、表Ⅱ-15に示す。

表Ⅱ-15 林道の開設・拡張計画

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種 類	位 置 (市町村)	路線名	区 分	延長及び箇所数		利用区域 面 積	前期5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
					延 長	箇所数				
開設	自動車道	宇 検 村	佐 念	指定林道	2,700	—	285	○	524105	
		〃	佐 念 支	林業専用道	2,000	—	38	○	524106	
		〃	佐 念 2 号 支	林業専用道	2,600	—	44		524107	
		小 計	3		7,300	—				
		伊 仙 町	上 検 福		500	—	125		532101	
		小 計	1		500	—				
		合 計	4		7,800	—				
拡張	自動車道 (改良)	奄 美 市	9		327	21				
		旧 名 瀬 市	知 名 瀬		45	3	103			
		〃	安 念 勝		6	1	380	○		
		〃	里		70	4	159			
		〃	有 良		60	2	206			
		細 計	4		181	10				
		旧 住 用 村	神 屋		33	5	516	○		
		〃	山 間 支		13	1	105	○		
		〃	住 用 中 央 東		40	2	684			
		細 計	3		86	8				
		旧 笠 利 町	土 浜 ・ 手 花 部		40	2	177			
		〃	喜 瀬 浦		20	1	37			
		細 計	2		60	3				
		大 和 村	大 和 浜		50	2	76			
		小 計	1		50	2				
		宇 検 村	湯 湾		12	1	253			
		〃	湯 湾 第 一 支		5	1	243			
		〃	新 小 勝		72	3	293			
		小 計	3		89	5				
		瀬 戸 内 町	篠 川		7	1	106			
		〃	油 井 岳		6	1	105			
		〃	嘉 德 青 久	指定林道	670	20	(109) 1,308	○		
		〃	花 富		17	2	278	○		
		〃	勝 浦 東		10	1	207			
		〃	西 阿 室 嘉 入	指定林道	120	5	(17) 220			
		小 計	6		830	30				
		龍 郷 町	中 勝		23	3	209	○		
		〃	円		20	2	170	○		
		小 計	2		43	5				
		徳 之 島 町	山 ク ビ リ	指定林道	300	15	(671) 1051	○		
		〃	山 ク ビ リ 支		400	5	(14) 56			
		〃	手 々		50	2	69			
		〃	轟 木 支		8	1	33	○		
〃	母 間		70	3	55					
小 計	5		828	26						



(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種 類	位 置 (市町村)	路線名	区 分	延長及び箇所数		利用区域 面 積	前期5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
					延 長	箇所数				
		天 城 町	当 部		8	1	(25) 102			
		小 計	1		8	1				
		合 計	27		2,175	90				
拡張	自動車道 (舗装)	奄 美 市	4		8,527	—				
		旧 名 瀬 市	根 瀬 部		1,410	—	99			
		〃	大 儀 野		2,902	—	83			
		細 計	2		4,312	—				
		旧 住 用 村	山 間 支		1,815	—	105	○		
		〃	滝 行		2,400	—	178	○		
		細 計	2		4,215	—				
		大 和 村	大 和 浜		1,250	—	76			
		小 計	1		1,250	—				
		宇 検 村	芦 検		1,597	—	307			
		〃	田 検 福 元	指定林道	370	—	407	○		
		〃	部 連 古 志	指定林道	2,400	—	70	○		
		小 計	3		4,367	—				
		瀬 戸 内 町	古 志		2,180	—	99	○		
		〃	第 2 油 井 岳		3,295	—	116	○		
		〃	勝 浦 東		524	—	207	○		
		小 計	3		5,999	—				
		徳 之 島 町	轟 木		1,029	—	100			
		〃	花 徳		2,572	—	178			
		〃	馬 鞍		900	—	41			
		〃	池 間		1,000	—	34			
		小 計	4		5,501	—				
		合 計	15		25,644	—				

## 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定については、保安林の配備状況を踏まえつつ、地域の実情を勘案し、水源涵養、災害防備、保健・風致の保存等森林の有する公益的機能の確保が必要な森林について、計画期末の保安林の面積及び指定等の計画面積を次のとおりとする。

#### ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

表Ⅱ-16

単位：ha

保安林の種類	計画期末面積		備考
		前期末面積	
総数（実面積）	12,770	11,925	
水源涵養のための保安林	10,908	10,395	
災害防備のための保安林	1,739	1,452	
保健、風致の保存等のための保安林	932	806	

(注) 1 「水源涵養のための保安林」とは、森林法第25条第1項第1号の目的、「災害防備のための保安林」とは、第2号から第7号までの目的、「保健・風致の保存等のための保安林」とは、第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林。

2 総数は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

#### ② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

表Ⅱ-17のとおり

#### ③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

表Ⅱ-18

単位：ha

保安林の種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽方法の変更面積
水源涵養のための保安林	—	—	—	5,185	690
災害防備のための保安林	—	—	387	683	2
保健・風致の保存等のための保安林	—	—	579	579	—

### (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

表Ⅱ-17 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域（林班）		前期		
指定	水源かん養	奄美市		343	187	水源の涵養	
		旧名瀬市	21～23, 47～49, 84～98, 111～114, 129～131	152	83		
		旧住用村	20, 21, 26～29, 36～41, 44, 52, 53, 58	142	77		
		旧笠利町	1, 4, 5, 9～11, 13, 15, 16, 22, 23, 25, 26, 30, 32, 33, 38, 42	49	27		
		大和村	18, 21, 28, 29, 36, 49～58	120	64		
		宇検村	12～14, 16, 21, 29～32, 36～38, 52～61, 63～67, 75, 76, 95, 105～111	132	72		
		瀬戸内町	3, 6, 8, 16, 17, 24～26, 29～33, 47, 48, 53, 54, 59～62	307	170		
		龍郷町	3～9, 17～20, 22, 23, 25, 30, 32～35, 38, 49	104	59		
		喜界町	1, 2, 5～8, 13	14	8		
		徳之島町	1～7, 10～13, 16, 18, 22～24, 26～31, 33～35, 37, 41, 42, 44～47, 49～51	64	37		
		天城町	14～18, 30, 31, 35～37	27	15		
		伊仙町	5, 6, 8～14	17	10		
		和泊町	1～8	4	2		
		知名町	3	10	5		
		与論町		1	1		
				計			
災害防備	奄美市	旧名瀬市	1, 2, 4, 11, 20～22, 24～35, 37～56, 59, 60, 64, 65, 70, 73～76, 78, 79, 88, 90～95, 99～102, 113, 115, 116, 118, 119, 121～125, 130, 131	78	37	土砂の流出・崩壊の防備等	
		旧住用村	1～5, 7, 8, 10～17, 20, 21, 23, 24, 28～36, 38～45, 49, 51～54, 57～61, 65, 67～69	73	37		
		旧笠利町	2～7, 10, 11, 13, 16, 17, 20, 22～26, 30～34, 36～39, 41～43	25	15		
		大和村	2～6, 15～23, 26～29, 31～36, 38～40, 43, 53～55, 59	63	32		
		宇検村	7, 12, 14～20, 23～41, 50, 54～59, 61～63, 65～78, 81～88, 90, 92～103, 106～111	68	33		

単位：ha

指定／ 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は 解除を必 要とする 理由	備考
		市 町 村	区 域 ( 林 班 )		前 期		
指定	災害 防備	瀬戸内町	3～5, 7～10, 15～29, 31, 32, 36, 37, 40, 42～50, 52, 53, 53, 56, 58～62, 64, 67～73, 76～78, 84, 85, 92, 96, 97, 99, 101, 102, 106, 107, 109, 112, 114～116, 119, 120, 122, 124, 129, 136, 138～141, 147, 149, 150, 153～163, 169, 171, 173, 183～187	159	73	土 砂 の 流 出 ・ 崩 壊 の 防 備 等	
		龍郷町	1, 2, 6～11, 13, 14, 16～33, 35～38, 40～51, 53～61, 64, 65	53	27		
		喜界町	1～3, 5, 6, 8, 9	6	3		
		徳之島町	2, 3, 5～11, 13, 14, 16～28, 30～39, 42～44, 46～48, 50～52	32	24		
		天城町	2～4, 6～11, 13, 15, 16, 18, 20, 21, 24, 27, 31, 33, 42, 44, 45	13	8		
		伊仙町	4～8, 11, 13, 16, 18	9	6		
		和泊町	3, 4, 6, 7	1	1		
		知名町	3, 8	5	2		
			計		585		
保健, 風致の 保存等	奄美市 旧名瀬市 大和村 宇検村 瀬戸内町 龍郷町 和泊町 与論町	奄美市		16	7	公 衆 の 保 健 等	
		旧名瀬市	1, 2, 4, 5, 13, 19, 36, 37, 47, 48, 52～57, 64～69, 72～76, 79～91, 93～103, 107, 109, 112, 113, 130, 131	16	7		
		大和村	1～3, 5, 6, 8～19, 21, 22, 28, 29, 31, 34～36, 39～46, 48～59	13	6		
		宇検村	23, 25, 30～34, 36～68, 72, 73, 97, 106～111				
		瀬戸内町	3～9, 13, 14, 18, 21, 22, 23, 26～48, 50～55, 59～63, 66, 67, 69～77, 79, 80, 83～87, 90～95, 97, 98, 100, 111～113, 123, 125～128, 131, 133, 136～139, 150～152, 155, 157～161, 163, 164, 174～178	174	79		
		龍郷町	1～11, 14～16, 19～30, 32, 33, 62, 63	16	7		
		和泊町	1～4, 6	5	2		
		与論町	2, 3	5	2		
			計		229		
	合 計		1,957	1,031			

### (3) 実施すべき治山事業の数量

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害の防止、水源涵養<sup>かん</sup>など森林の公益的機能の高度発揮を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象に次のとおり計画する。

表Ⅱ-19

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主な 工種	備考
市 町 村	区 域 ( 大 字 )		前期		
奄美市		10	4	溪 間 工 ・ 山 腹 工 ・ 本 数 調 整 伐 等	
旧名瀬市	名瀬伊津部町, 名瀬大熊町, 名瀬大字小宿	3	1		
旧住用村	住用町大字摺勝, 住用町大字役勝, 住用町大字市, 住用町大字城	4	2		
旧笠利町	笠利町大字佐仁, 笠利町大字須野, 笠利町大字喜瀬	3	1		
大和村	大棚, 思勝	2	1		
宇検村	平田, 湯湾, 宇検	3	1		
瀬戸内町	嘉鉄, 嘉入, 古仁屋, 俵, 於斉, 阿木名	6	4		
龍郷町	浦, 中勝, 円, 秋名	4	1		
喜界町	嘉鈍, 佐手久, 志戸桶, 上嘉鉄	4	2		
徳之島町	亀津, 亀徳	2	1		
天城町	天城, 西阿木名	2	1		
伊仙町	犬田布, 糸木名	2	1		
和泊町	瀬名, 和泊	2	1		
知名町	瀬利覚, 田皆, 屋者	3	2		
与論町	立長, 朝戸	2	1		
計		42	20		

(注) 治山事業施行地区数とは、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域(大字)を単位として計上したものである。

### 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期 該当なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

表II-21

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 ( 林 班 )		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
水源かん養保安林	計		9,349.33	1 主伐に係る伐採種は定め ない。	1 伐採年度ごとに皆伐を することができる面積の限度 は、左記の種類のために指 定された保安林又は、当該 保安林が2以上あるとき は、その集団についての植 栽の指定に係る樹種又は更 新期待樹種の標準伐期齢 (これらの樹種が2以上あ るときは、それらの標準伐 期齢の面積加重平均林齢) に相当する数で除して得た 面積(以下「総年伐面積」 という。)に前伐採年度の 総年伐面積に達していない 場合にはその達するまでの 部分の面積を加えて得た面 積とする。	1 伐採跡地には 適地適木を旨と してスギ・ヒノ キ・クヌギ又は 当該地域で一般 的に造林が行わ れ、かつ、当該 森林において的 確な更新が可能 である高木性の 樹種を植栽す る。 この場合、満 1年以上の苗木 をおおむね1ヘ クタール当たり 3,000本以上の 割合(平成14年 4月1日以降指 定分及び指定施 業要件の変更分 については、1 ヘクタール当 たり樹種ごとに 定める植栽本数 以上の割合を適用) で均等に分布す るよう植栽する ものとする。	ただし、 伐採方法は各保安 林台帳によ る。
	奄美市		3,277.32	2 主伐として 伐採すること ができる立 木は、市町村 森林整備計画 に定める標準 伐期齢以上の ものとする。	2 伐採年度ごとに皆伐による 伐採をすることができ る1箇所当たりの面積の限度 は、10ヘクタールとする。	2 植栽は伐採が 終了した日を含 む伐採年度の翌 伐採年度の初日 から起算して2 年以内に植栽す るものとする。 ただし、森林法 第34条第2項の 許可がなされた 場合において は、当該許可が なされていた区 域内において当 該許可の際に条 件として付した 行為の期間内に 限り植栽するこ とを要しないも のとする。	
	名瀬市	22, 23, 48, 49, 85~98, 112, 113, 130, 131	1,516.52	3 間伐に係る 伐採すること ができる箇所 は前記に掲げ る森林のうち 樹冠疎密度が 10分の8以上 の箇所とする。	※3 伐採年度ごとに択伐に よる伐採をすることができ る立木の材積の限度は、当 該伐採年度の初日における その森林の立木の材積に択 伐率(当該伐採年度の初日 における当該森林の立木の 材積から前回の択伐を終え たときの当該森林の立木の 材積を減じて得た材積を当 該伐採年度の初日における 当該森林の立木の材積で除 して得た割合をいい、その 割合が10分の3を超えると きは、10分の3とする。)を 乗じた材積とする。 ただし、植栽を定める森 林において択伐による伐採 を行う場合は、10分の4を 乗じた材積とする。	3 広葉樹林の伐 採跡地は原則と して天然更新に よる。	
	住用村	20, 21, 26~29, 37~41, 44, 52, 53, 58	973.96				
	笠利町	1, 3~11, 13, 15~17, 22~ 26, 30, 32~34, 38, 40, 42	786.84				
	大和村	21, 29, 50~58	1,488.23				
	宇検村	30~32, 53~60, 64~67, 76, 95, 106~111	1,751.41				
	瀬戸内町	24, 26, 30, 31, 33, 48, 53, 60~62	664.30				
	龍郷町	3~9, 17~19, 30, 33~35, 38, 49	848.58				
	喜界町	6, 8	95.71				
	徳之島町	1, 3, 5~7, 13, 18, 22, 26~29, 34, 35, 42, 45~47, 49	846.91				
	天城町	15~17, 30	195.35				
	伊仙町	6, 9, 14	23.05				
	和泊町	3, 8	8.03				
知名町	3	150.44					
				※ 平成14年4月 1日以降の指定分 及び指定施業要件 の変更分について 適用(各保安林台 帳による)			
				4 伐採年度ごとに間伐に係 る伐採をすることができ る立木の材積の限度は、当該 伐採年度の初日における森 林の立木の材積の10分の2 (平成14年4月1日以降指 定分及び指定施業要件の変 更分については、10分の 3.5を適用)を超えずかつそ の伐採によりその森林に係 る樹冠疎密度が10分の8 を下回ったとしても、当該 伐採年度の翌伐採年度の 初日から起算して、おおむ ね5年後において、その森 林の当該疎密度が10分の 8までに回復することが確 実であると認められる範囲 内の材積とする。			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域 (林区班)		伐採方法			その他
				方法	限度		
土砂流出防備保安林	計		152.23	<p>1 主伐は、択伐による。</p> <p>2 主伐として伐採することができる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る伐採することができる箇所は前記に掲げる森林のうち樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p>	<p>1 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率を乗じた材積とする。</p> <p>なお、択伐率は以下のとおりとする。</p> <p>※ 択伐率</p> <p>① 平成14年3月31日以前指定分</p> <p>当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日の属する伐採年度から伐採しようとする伐採年度の前伐採年度までの年度数を乗じて得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは10分の3とする。</p> <p>ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては10分の3を乗じた材積とする。</p> <p>② 平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分</p> <p>当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分3を超えるときは10分の3とする。</p> <p>ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、10分の3を乗じた材積とする。</p> <p>2 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の2（平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分については10分の3.5を適用）を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算し、おおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。</p>	<p>ただし、伐採方法は各保安林台帳による。</p>	
	奄美市		25.30				
	名瀬市	21, 25, 31, 55, 121	9.38				
	住用村	19, 51, 61	12.89				
	笠利町	6, 32	3.03				
	大和村	3, 5, 6, 21~23, 35	7.88				
	宇検村	14, 30, 35, 39, 76, 96, 107, 110	7.16				
	瀬戸内町	20, 25, 26, 47, 48, 53, 59, 60, 72, 85, 102, 114, 115, 139~141, 158, 161, 171	67.45				
	龍郷町	20, 25, 27, 58, 64	18.45				
	喜界町	2, 3	11.12				
	徳之島町	9, 18, 23, 24, 46	6.90				
	知名町	3	7.97				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 ( 林 班 )		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
土砂崩壊防備保安林	計		79.92	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	奄美市		31.86				
	名瀬市	30, 37, 38, 42, 44, 49, 53, 55, 59, 64, 102	24.34				
	住用村	33, 61	5.87				
	笠利町	13, 24, 43	1.65				
	大和村	3, 17, 33	1.30				
	宇検村	7, 15~17, 19, 20, 35, 39, 70, 96	5.91				
	瀬戸内町	15, 20, 42, 47~50, 52, 64, 71, 72, 85, 97, 136	16.98				
	龍郷町	37, 43~45, 51, 54, 58	10.00				
	喜界町	2, 3, 9	6.02				
	徳之島町	18, 36	0.16				
	天城町	13, 33	0.92				
知名町	3	6.77					
飛砂防備保安林	計		77.80	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	奄美市		38.15				
	笠利町	11, 12, 17, 19~21, 28	38.15				
	龍郷町	65	2.52				
	徳之島町	15, 51, 52	5.03				
	伊仙町	18, 19	6.10				
	和泊町	1, 2	8.04				
	与論町	3	17.96				
防風保安林	計		57.02	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	瀬戸内町	52, 140	2.86				
	龍郷町	64~66	2.03				
	喜界町	5, 6, 9, 10, 12, 13	20.16				
	天城町	13	7.73				
	伊仙町	2, 5	3.87				
	和泊町	1, 2, 7	6.33				
	知名町	6~8, 11	14.04				
潮害防備保安林	計		133.70	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	奄美市		1.00				
	笠利町	28	1.00				
	瀬戸内町	53, 72, 73, 97, 104, 117, 157, 164, 173, 181, 185	6.35				
	喜界町	1~4, 9, 12	103.52				
	徳之島町	15, 47	3.58				
	天城町	10	0.52				
	和泊町	1, 5	8.96				
	知名町	2, 4~6	7.16				
与論町	1~3	2.61					



種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 ( 林 班 )		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
干 害 防 備 保 安 林	計		477.68	水源かん養保安林に同じ。 ただし、伐採年度ごとに皆伐による伐採を することができる1箇所当たりの面積の限度 は、5ヘクタールとする。		左に同じ。	
	奄美市		40.31				
	笠利町	4, 5, 11	40.31				
	大和村	36	2.59				
	宇検村	12, 13, 16, 21, 36, 37	190.01				
	瀬戸内町	3, 17	16.42				
	龍郷町	19, 20, 22, 23, 25, 32, 49	218.10				
	徳之島町	22	10.25				
魚 つ き 保 安 林	計		14.34	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	瀬戸内町	91, 112	14.34				
保 健 保 安 林	計		543.60	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	奄美市		25.08				
	笠利町	19, 20, 28	25.08				
	大和村	51, 52, 56	310.22				
	龍郷町	19, 20, 25	72.30				
	喜界町	1, 3, 4, 12	76.67				
	伊仙町	2, 5, 6, 19	9.99				
	知名町	3	31.38				
与論町	3	17.96					
砂 防 指 定 地	計		2,554.49	砂防法により知事の許可が必要である。			
	奄美市		1,042.43				
	名瀬市	4, 20, 21, 24, 25, 31~35, 37, 39, 40, 43, 49, 51, 52, 55, 56, 60, 70, 73, 92~95, 99~102, 115, 116	419.41				
	住用村	1, 3, 4, 7, 11~14, 20, 21, 32 ~34, 42~45, 57, 58, 60, 67 ~69	540.27				
	笠利町	3, 7, 32, 33, 38~40	82.75				
	大和村	2, 3, 17~20, 26, 29, 35, 38	79.18				
	宇検村	7, 12, 14~17, 23, 24, 26, 28, 35, 36, 39, 41, 65~69, 83, 97~100	243.62				
	瀬戸内町	8, 10, 28, 29, 46~50, 52, 56, 58, 60~62, 64, 67~ 70, 96, 97, 99, 101, 106, 107, 119, 120, 122, 124, 129, 149, 150, 155, 156, 169, 184, 185	527.14				
	龍郷町	5, 17, 20, 22, 30, 32~37, 45, 49, 56	306.56				
	徳之島町	8~11, 13, 14, 16, 18~22, 24, 25, 27, 28, 51	198.32				
	天城町	3, 6~8, 11, 15, 18, 20, 21, 27, 33, 42, 44	99.81				
	伊仙町	7, 8, 13, 16, 18	57.43				

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域 (林区班)		伐採方法			その他
				方法	限度		
国立公園特別保護地区	計		2,047.40	自然公園法第21条第3項の行為は原則として禁止する。			
	奄美市		1,370.69				
	名瀬市	81	198.90				
	住用村	14, 31, 33, 37~40, 46, 54~58, 60~65	1,171.79				
	大和村	10~12, 46	377.54				
	宇検村	43, 44, 48	5.43				
	瀬戸内町	60~62	231.64				
	徳之島町	42~44	62.10				
国立公園第1種特別地域	計		4,574.10	<p>1 原則として禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。  (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う林齢に10年を加えたもの以上であること。  (2) 伐採率は、現在の蓄積の10%以内とする。</p>			
	奄美市		1,576.03				
	名瀬市	79, 80, 85, 87, 89, 96, 131	339.47				
	住用村	4~7, 9, 10, 12, 13, 15, 22, 29, 32, 33, 40~43, 59, 66~69	1,236.56				
	大和村	40, 41, 51, 56, 59	367.95				
	宇検村	42~64	1,804.24				
	瀬戸内町	27~29, 62, 63, 66, 86, 87	516.35				
	龍郷町	19	35.96				
	喜界町	1, 2, 4, 9, 11	173.94				
	徳之島町	4, 6, 53	16.37				
	天城町	1, 4~6, 22	49.99				
	伊仙町	1, 14	22.29				
	和泊町	1	10.98				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 ( 林 班 )		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
国立公園第2種特別地域	計		21,771.44	<p>1 標準伐期齢に見合う林齢に達した林分は主伐することができる。</p> <p>(1) 主伐は択伐によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐によることができる。</p> <p>(2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐によるものとする。</p> <p>(3) 択伐率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。</p> <p>(4) 皆伐による場合の1伐区的面積は2ha以内とする。</p> <p>ただし、伐区内の樹冠の水平投影面積が10分の3以上で保存木を残す場合又は車道、歩道集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(5) 区分皆伐による場合の伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することができない。この場合においてもつとめて分散させる。</p> <p>特例区域（奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町の一部）の場合</p> <p>(4) 1伐区的面積は10ha以内とする。</p> <p>(5) 当該区域が、皆伐法による伐採が行われた後、3年を経過していない伐区に隣接していないこと。ただし皆伐法による伐採が行われた伐区の境界線から40メートル以上離れた区域において行われる場合はこの限りでない。</p>		ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの、又は測量のために行われるものである場合は、左記の伐採方法の限りでない。	
	奄美市		5,962.44				
	名瀬市	1, 2, 4, 5, 13, 19, 47, 48, 79, 80, 82~86, 88~91, 93~103, 107, 109, 112, 113, 130, 131	2,108.41				
	住用村	2, 4~17, 19~24, 26~28, 30~36, 39~45, 49~53, 57, 58, 62, 65~67, 69, 70	3,639.00				
	笠利町	8, 9, 20, 21, 25, 28, 29, 34, 35, 44, 45	215.03				
	大和村	1~3, 5, 6, 8~16, 18, 19, 21, 22, 28, 29, 31, 34~36, 40, 42~46, 48~58	3,466.43				
	宇検村	23, 25, 30~34, 36~40, 65~67, 72, 73, 106~111	1,601.36				
	瀬戸内町	5, 6, 8, 9, 14, 22, 23, 26, 30~33, 35~37, 39~48, 50~55, 59~63, 66, 67, 69~77, 79, 80, 83~87, 90~95, 97, 98, 100, 111~113, 123, 125~128, 131, 133, 136~138, 150, 151, 155, 157~161, 164, 174~178	6,174.37				
	龍郷町	1~11, 13~16, 19~30, 32, 33, 62, 63	2,276.04				
	徳之島町	4, 6, 13, 18~24, 26~29, 33~37, 39, 41~46, 51~53	1,446.12				
	天城町	2~7, 16, 17, 28, 30~33, 36~38	572.80				
	伊仙町	7, 8, 13, 14, 18, 19	64.57				
知名町	3, 6~8, 11	207.31					
国立公園第3種特別地域	計		646.27	<p>全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。</p>			
	奄美市		271.65				
	名瀬市	65~69, 75, 76	271.65				
	大和村	18, 39	37.71				
	喜界町	3, 4, 10, 11	34.22				
	徳之島町	39, 40, 49	35.79				
	天城町	22, 23	33.09				
	伊仙町	5	2.19				
	知名町	7, 8	200.27				
与論町	2, 3	31.35					

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 ( 林 班 )		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
国立公園普通地域	計		478.42	風景の保護並びに公園の利用を考慮して施業を行うものとする。			
	奄美市		135.91				
	名瀬市	75, 76	83.19				
	住用村	19, 20, 24, 31, 35, 43~45	52.72				
	瀬戸内町	35, 36, 76, 84, 85, 91, 95, 158	84.55				
	龍郷町	8, 11	1.58				
	喜界町	1, 2, 6~9	198.27				
	伊仙町	1, 2, 5, 11, 14	58.11				
文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかる指定地等	計		39.07	文化財保護法第125条による。		文化財保護法第64条第1項ならびに同法第81条第1項の適用。	
	奄美市		39.07				
	住用村	37	39.07				
急傾斜地崩壊危険区域	計		276.95	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により知事の許可が必要である。			
	奄美市		139.11				
	名瀬市	37~45, 48, 49, 51, 52, 55	122.92				
	住用村	7, 13, 33, 45, 49, 60	15.90				
	笠利町	24, 39	0.29				
	大和村	3, 17, 20~22, 33, 34	35.34				
	宇検村	24, 26, 27, 39, 41, 81~83, 97, 100	25.06				
	瀬戸内町	5, 23, 24, 36, 37, 46~49, 58, 112, 122, 129, 173	59.30				
	龍郷町	36, 37, 45	7.10				
	徳之島町	2, 8, 10, 24	9.33				
天城町	13, 15	1.71					

(注) 1 面積は兼種保安林を含む面積である。  
2 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

- 2 その他必要な事項  
特になし

## (附) 参 考 资 料



# 1 森林計画区の概要

## (1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森 林 率 ②/①×100
		②総 数	国 有 林	民 有 林	
総 数	124,024	81,616	(2,095) 10,045	71,571	66
奄 美 市	30,833	24,171	(821) 3,032	21,139	78
大 和 村	8,826	8,008	(586) 608	7,400	91
宇 検 村	10,307	9,395	(0) 883	8,512	91
瀬 戸 内 町	23,965	20,695	(688) 1,706	18,990	86
龍 郷 町	8,182	6,582	-	6,582	80
喜 界 町	5,682	878	-	878	15
徳 之 島 町	10,492	5,516	1,502	4,015	53
天 城 町	8,040	3,491	1,792	1,699	43
伊 仙 町	6,271	1,595	523	1,072	25
和 泊 町	4,039	299	-	299	7
知 名 町	5,330	899	-	899	17
与 論 町	2,058	86	-	86	4

- 注) 1) 国有林(官行造林を含む)は、令和3年3月31日現在  
 2) 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。  
 3) 森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積である。  
 4) 国有林の( )は、その他省庁所管で、内数。

資料：民有林は、鹿児島県森林経営課調べ(令和3年度森林計画調査結果)  
 区域面積は、令和元年鹿児島県統計年鑑

## (2) 地況

### ア 気候

観 測 地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	主 風 の方向
	最 高	最 低	年平均		
名 瀬	34.4	9.2	22.0	3,039.0	南西
古 仁 屋	33.3	9.1	22.4	2,481.0	西北西
伊 仙	33.5	7.9	21.9	2,044.0	南
沖 永 良 部	32.6	10.0	22.9	1,933.0	南

資料：「気象庁ホームページ」気象観測データ

### イ 地勢

#### I 計画の大綱

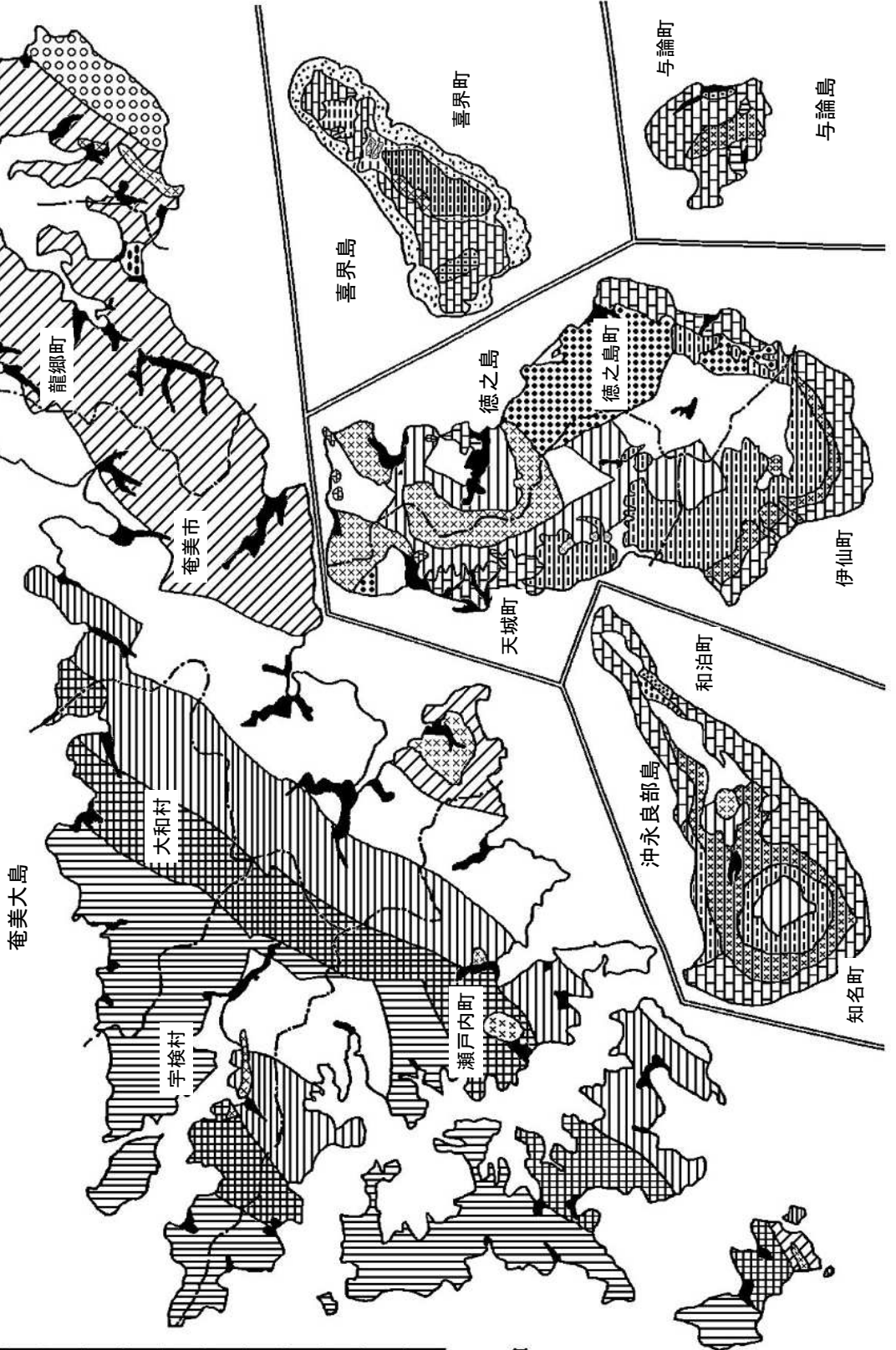
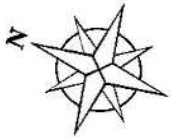
- 1 自然的, 社会的経済的背景の位置付け  
 (2) 自然的背景 イ 地勢 と同じ

### ウ 地質, 土壌等

次頁に掲載

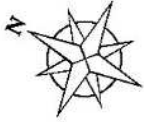
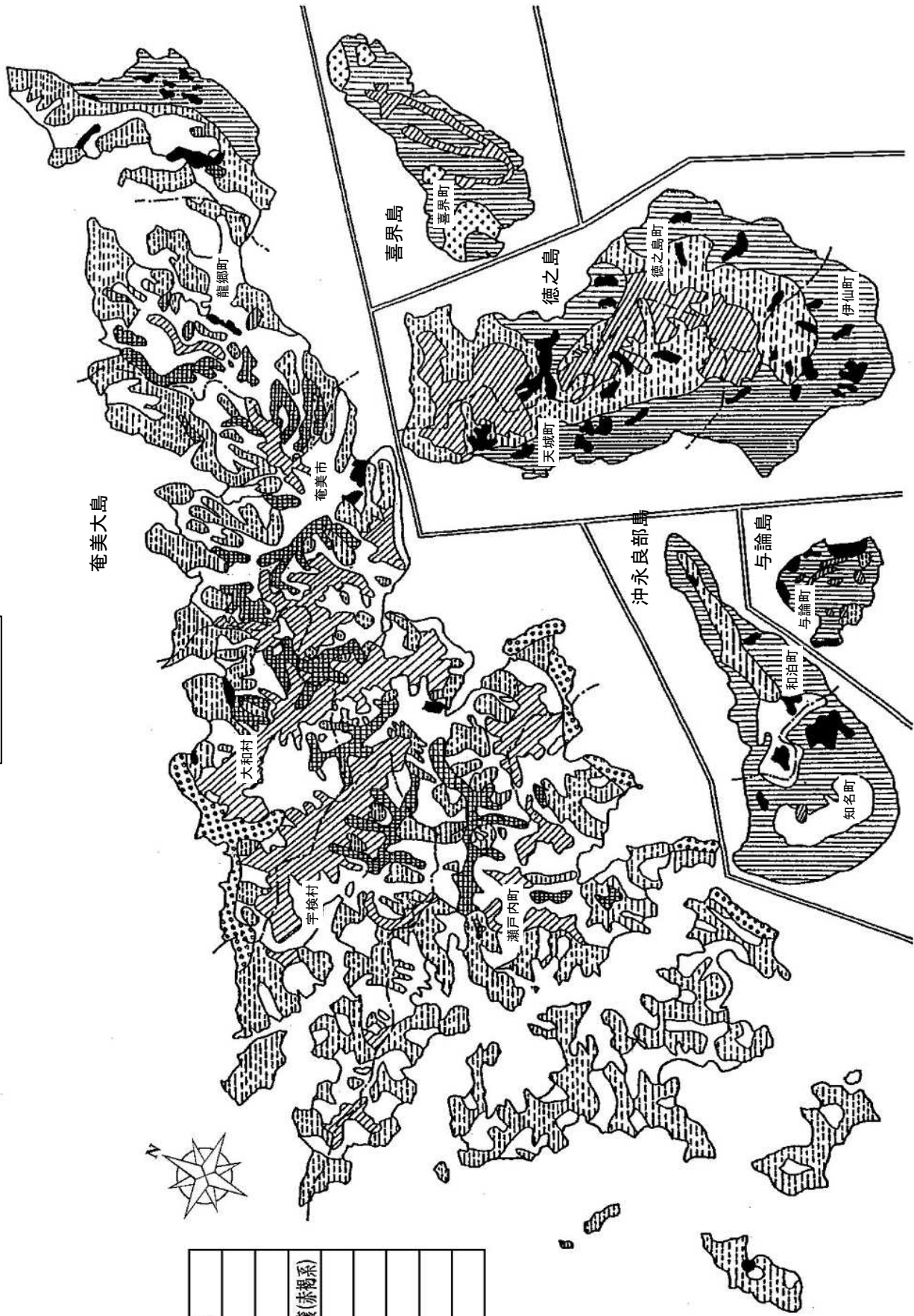
# 地質圖

沖積層及心海浜砂層	〇〇
和野砂岩頁岩層	××
古期花崗岩質岩類	〇
大勝頁岩層	〇
名瀨粘板岩凝灰岩層	〇
新村粘板岩層	〇
大棚砂岩層	〇
名音珪岩層	〇
扇狀地段丘堆積層	〇
琉球層郡上層部	〇
琉球層郡中層部	〇
琉球層郡下層部	〇
輝綠岩類	〇
島尻層	〇
離水サンゴ礁	〇
砂丘砂層	〇





土壤図



凡 例	
	暗赤色土壤
	赤色土壤
	乾性褐色森林土壤 (赤褐色系)
	細粒グライ土層
	褐色森林土壤
	黄色土壤
	岩屑性土壤
	砂丘未熟土壤

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他	
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地
総 数	124,024	81,616	11,571	4	11,567	30,838	2,110
奄 美 市	30,833	24,171	796	1	795	5,866	467
大 和 村	8,826	8,008	52		52	766	22
宇 検 村	10,307	9,395	53		53	859	43
瀬 戸 内 町	23,965	20,695	112		112	3,158	190
龍 郷 町	8,182	6,582	156	3	153	1,444	141
喜 界 町	5,682	878	1,917		1,917	2,887	239
徳 之 島 町	10,492	5,516	1,193		1,193	3,783	188
天 城 町	8,040	3,491	1,628		1,628	2,921	159
伊 仙 町	6,271	1,595	1,240		1,240	3,436	124
和 泊 町	4,039	299	1,804		1,804	1,936	225
知 名 町	5,330	899	1,738		1,738	2,693	154
与 論 町	2,058	86	882		882	1,090	158

(注1) 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。

(注2) 0と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料 森林：森林経営課

農地：2020年世界農林業センサス（令和3年4月）

## (4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
		計	農業	林業	水産業		
総 数	325,494	20,772	15,337	703	4,732	53,718	251,004
奄 美 市	124,906	1,258	835	153	270	17,190	106,458
大 和 村	4,918	177	81	56	40	1,999	2,742
宇 検 村	8,975	1,771	133	93	1,545	3,296	3,908
瀬戸内町	32,864	3,073	231	182	2,660	8,776	21,015
龍 郷 町	16,302	232	159	50	23	4,134	11,936
喜 界 町	19,830	1,556	1,500	5	51	3,463	14,811
徳之島町	33,849	1,568	1,500	43	25	4,539	27,742
天 城 町	14,823	2,100	2,051	43	6	1,356	11,367
伊 仙 町	15,553	2,240	2,229	10	1	2,439	10,874
和 泊 町	21,247	3,278	3,179	62	37	2,785	15,184
知 名 町	18,076	2,139	2,124	5	10	2,395	13,542
与 論 町	14,151	1,380	1,315	1	64	1,346	11,425

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計が一致しない場合がある。

資料：平成30年度市町村民所得推計報告書（令和3年5月）

## (5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
		計	農業	林業	漁業		
総 数	52,658	6,931	6,161	154	616	7,224	38,503
奄 美 市	20,662	743	579	47	117	2,857	17,062
大 和 村	610	56	25	21	10	118	436
宇 検 村	784	192	73	18	101	125	467
瀬戸内町	3,936	373	98	28	247	528	3,035
龍 郷 町	2,658	130	109	7	14	391	2,137
喜 界 町	3,820	692	660	5	27	498	2,630
徳之島町	5,224	721	692	9	20	669	3,834
天 城 町	2,746	709	690	7	12	419	1,618
伊 仙 町	2,734	784	783	-	1	339	1,611
和 泊 町	3,642	1,094	1,063	12	19	448	2,100
知 名 町	3,078	722	717	-	5	420	1,936
与 論 町	2,764	715	672	-	43	412	1,637

資料：平成30年度市町村民所得推計報告書（令和3年5月）

## 2 森林の現状

### (1) 年齢別森林資源表

区 分				総数			年齢1			年齢2			年齢3			年齢4				
				面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量		
人	工	育 成 樹	針	すぎ	674.41	175,935	2,780													
			葉	ひのき	59.22	12,756	180								0.03	2				
			樹	まつ	1,086.88	270,879	1,424													
			針	その他針	7.42	1,220	21													
			計	針計	1,827.93	460,790	4,405									0.03	2			
		層 林	広	くす	0.56	32	3								0.56	32	3			
			葉	くぬぎ	0.14	24														
			樹	いじゅ	177.47	22,692	581	1.42								5.20	324	27		
			針	もくまお	359.38	50,938	327	0.36		2	1.87	22	4	0.87	24	4	3.73	212	13	
			計	その他広	728.38	101,956	2,073	1.42		8.71	118	16	1.11	32	5	14.78	1,020	69		
	育 成 単 層 林 計				3,093.86	636,432	7,389	3.20		2	10.58	140	20	1.98	56	9	24.30	1,590	112	
	林	育 成 樹	針	すぎ	3.42	937	13													
			葉	ひのき																
			樹	まつ	4.89	1,019	7				0.97									
			針	その他針	8.31	1,956	20				0.97									
			計	針計	13.22	2,966	33				1.94									
		層 林	広	くす																
			葉	くぬぎ																
			樹	いじゅ	5.87	1,095	4													
			針	もくまお	0.62	83										0.62	7			
計			その他広	32.72	5,783	64									0.62	7				
育 成 複 層 林 計				47.51	8,917	88			0.97					0.62	7					
人 工 林 計				3,141.37	645,349.00	7,477.00	3.20		2.00	11.55	140.00	20.00	1.98	56.00	9.00	24.30	1,590.00	112.00		
天	育 成 樹	針	まつ																	
		葉	その他針																	
		樹	針計																	
		広	くす																	
		葉	くぬぎ																	
	層 林	樹	いじゅ																	
		針	もくまお																	
		計	その他広																	
		育 成 単 層 林 計																		
		林	育 成 樹	針	まつ	107.26	23,420	163				0.67								
葉	その他針			1.05	344	3														
樹	針計			108.31	23,764	166				0.67										
広	くす																			
葉	くぬぎ																			
層 林	樹		いじゅ	2.65	379	9														
	針		もくまお	6.64	495	10														
	計		その他広	8,295.15	1,416,151	17,558			77.20	1,763	258	28.93	1,110	116	2.19	132	9			
	育 成 複 層 林 計				8,406.11	1,440,294	17,733			77.87	1,763	258	28.93	1,110	116	2.19	132	9		
	天 然 林 計				8,406.11	1,440,294	17,733			77.87	1,763	258	28.93	1,110	116	2.19	132	9		
天	育 成 樹	針	まつ	1,866.61	426,666	1,594	0.37			5.03		220	0.68	43	4	7.86	947	45		
		葉	その他針	0.56	153	2														
		樹	針計	1,867.17	426,819	1,596	0.37			5.03		220	0.68	43	4	7.86	947	45		
		広	くす																	
		葉	くぬぎ																	
	層 林	樹	いじゅ	11.29	1,839	13														
		針	もくまお	6.04	1,174															
		計	その他広	55,632.56	9,585,106	66,774	53.64		823	316.71	8,355	1,217	1,447.80	61,005	5,113	225.33	15,630	1,084		
		天 然 生 林 計				57,517.06	10,014,938	68,383	54.01		823	321.74	8,355	1,437	1,448.47	61,048	5,117	233.19	16,577	1,129
		天 然 林 計				65,923.17	11,455,232	86,116	54		823	400	10,118	1,695	1,477	62,158	5,233	235	16,709	1,138
竹 林				224.34	23,130															
未 立 木 地 等				588.41																
更 新 困 難 地				1,689.32																
合 計				7.26	502.00	10.00														
				71,566.61	12,100,581.00	93,593.00	57.21		825.00	411.16	10,258.00	1,715.00	1,479.38	62,214.00	5,242.00	259.68	7.00	1,250.00		
再 掲 特 殊 樹 林	つ ば き																			
	し ゃ り ん ば い			519.64	67,796	1,755	1.42								8.43	648	48			

(注) 1 表中の上段は複層林の下層を示す。  
 2 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。  
 資料: 森林経営課

單位 面積:ha, 材積:m3, 竹:束, 生長量:m3

齡級5			齡級6			齡級7			齡級8			齡級9			齡級10		
面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量
4.17	442	34	0.14	18	1	15.34	2,796	98	64.73	13,599	363	155.15	36,539	748	190.47	48,873	852
0.88	67	6	0.03	3					1.44	241	7	4.60	889	19	29.14	6,009	103
			0.71	126	4	0.35	70	1	14.34	3,129	57	63.31	13,689	161	85.81	21,436	183
3.35	470	18	0.56	62	2							0.32	58		0.46	55	1
8.40	979	58	1.44	209	7	15.69	2,866	99	80.52	16,969	427	223.38	51,175	928	305.89	76,373	1,139
															0.14	24	
45.42	4,056	204	36.63	4,108	162	35.65	4,628	137	12.77	1,851	39						
5.19	350	16	2.79	198	6	10.53	1,006	25	15.02	1,532	36	19.89	2,423	34	44.72	5,854	64
68.00	6,541	309	83.19	8,921	352	102.38	13,281	349	187.57	26,640	549	76.87	12,428	199	100.03	17,945	200
118.62	10,947	529	122.61	13,227	520	148.56	18,915	511	215.37	30,023	624	96.75	14,851	233	144.89	23,823	264
127.01	11,926	587	124.05	13,436	527	164.24	21,781	610	295.88	46,992	1,051	320.13	66,026	1,161	450.78	100,196	1,403
												1.91	449	10			
												0.98	220	3	0.81	218	2
												2.89	669	13	0.81	218	2
						0.60	76	2				0.19	14				
						0.91	114	4	13.98	2,141	53	0.07	11				
						1.51	190	6	13.98	2,141	53	0.25	25				
						1.51	190	6	13.98	2,141	53	3.15	694	13	0.81	218	2
127.01	11,926.00	587.00	124.05	13,436.00	527.00	165.75	21,971.00	616.00	309.86	49,133.00	1,104.00	323.28	66,720.00	1,174.00	451.59	100,414.00	1,405.00
									6.23	941	12	4.36	769	8	23.68	4,607	51
									6.23	941	12	4.36	769	8	23.68	4,607	51
						2.32	313	9									
9.72	953	39	176.75	21,057	840	564.54	75,192	1,852	6.43	479	10	0.21	16	3.601	2,136.22	378,709	4,576
									757.87	112,699	2,484	1,315.96	214,597				
9.72	953	39	176.75	21,057	840	566.86	75,505	1,861	6.43	479	10	0.21	16	3.601	2,136.22	378,709	4,576
									757.87	112,699	2,484	1,315.96	214,597				
9.72	953	39	176.75	21,057	840	566.86	75,505	1,861	6.43	479	10	0.21	16	3.609	2,159.90	383,316	4,627
									764.10	113,640	2,496	1,320.32	215,366				
0.45	77	2	13.33	2,223	65	6.21	1,171	21	21.92	4,681	71	21.06	4,927	39	47.93	9,208	90
0.45	77	2	13.33	2,223	65	6.21	1,171	21	21.92	4,681	71	21.06	4,927	39	47.93	9,208	90
			2.21	250	11				0.76	122	2						
193.88	18,170	815	666.52	73,802	2,815	3,307.55	430,983	10,836	2,965.97	438,220	9,606	3,050.79	497,473	7,916	3,706.20	658,276	8,358
193.88	18,170	815	668.73	74,052	2,826	3,307.55	430,983	10,836	2,966.73	438,342	9,608	3,050.79	497,473	7,916	3,706.20	658,276	8,358
194.33	18,247	817	682.06	76,275	2,891	3,313.76	432,154	10,857	2,988.66	443,023	9,679	3,071.85	502,400	7,955	3,754.13	667,484	8,448
									6.43	479	10	0.21	16				
204	19,200	856	859	97,332	3,731	3,881	507,659	12,718	3,753	556,663	12,175	4,392	717,766	11,564	5,914	1,050,800	13,075
									6.43	479.00	10.00	0.21	16.00				
331.06	31,126.00	1,443.00	982.85	110,768.00	4,258.00	4,046.36	529,630.00	13,334.00	4,062.62	606,796.00	13,279.00	4,715.45	784,486.00	12,738.00	6,365.62	1,151,214.00	14,480.00
61.39	6,029	292	76.01	8,177	316	102.65	13,295	359	181.02	25,406	532	70.80	11,396	180	7.15	1,172	14

区 分		齡級11			齡級12			齡級13			齡級14			齡級15					
		面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量			
人	工	育 成 層	針 葉 樹	す ぎ	68.78	18,873	294	52.48	15,619	156	76.28	23,874	203	18.52	6,048	31	5.12	1,597	
				ひ の き	8.62	1,910	26	4.01	966	6	4.31	1,081	8	2.96	760	5	0.25	66	
				ま つ	271.04	66,025	420	299.66	74,647	363	297.88	77,450	230	43.69	11,630	5	7.59	2,004	
				そ の 他 針 葉 樹	0.19	24		0.94	146		1.20	289							
				針 計	348.63	86,832	740	357.09	91,378	525	379.67	102,694	441	65.17	18,438	41	12.96	3,667	
		単 層 林	広 葉 樹	く す															
				く ぬ ぎ															
				い じ ゅ	0.31	48		3.09	582	2	11.80	2,262	10	1.76	352		12.44	2,398	
				も く ま お	58.35	7,490	37	60.93	8,890	39	96.28	15,837	41	8.26	1,478	6	0.71	108	
				そ の 他 広 葉 樹	9.60	1,405	13	9.19	1,699	6	18.79	3,514	4	13.59	2,509	2	19.45	3,466	
	広 計	68.25	8,943	50	73.21	11,171	47	126.87	21,613	55	23.61	4,339	8	32.60	5,972				
	育 成 単 層 林 計	416.88	95,775	790	430.30	102,549	572	506.53	124,307	496	88.78	22,777	49	45.56	9,639				
	林	育 成 層	針 葉 樹	す ぎ						0.02	3		1.49	485	3				
				ひ の き															
				ま つ	0.20	44		1.58	433	2									
				そ の 他 針 葉 樹	0.20	44		1.58	433	2	0.02	3		1.49	485	3			
				針 計	0.20	44		1.58	433	2	0.02	3		1.49	485	3			
		複 層 林	広 葉 樹	く す															
				く ぬ ぎ															
				い じ ゅ									5.08	1,005	2				
も く ま お										0.62	83								
そ の 他 広 葉 樹												17.77	3,517	7					
広 計									0.62	83		22.84	4,522	9					
育 成 複 層 林 計	0.20	44		1.58	433	2	0.64	86		24.33	5,007	12							
人 工 林 計	417.08	95,819.00	790.00	431.88	102,982.00	574.00	507.17	124,393.00	496.00	113.11	27,784.00	61.00	45.56	9,639.00					
天 然 林	育 成 層	針 葉 樹	ま つ																
			そ の 他 針 葉 樹																
			針 計																
			く す																
			く ぬ ぎ																
		広 葉 樹	い じ ゅ																
			も く ま お																
			そ の 他 広 葉 樹																
			広 計																
			育 成 単 層 林 計																
	複 層 林	針 葉 樹	ま つ	21.72	4,876	28	25.09	5,395	42	22.97	6,289	22	1.32	284					
			そ の 他 針 葉 樹										1.05	344	3				
			針 計	21.72	4,876	28	25.09	5,395	42	22.97	6,289	22	2.37	628	3				
			く す																
			く ぬ ぎ																
広 葉 樹	い じ ゅ																		
	も く ま お																		
	そ の 他 広 葉 樹	1,478.45	273,872	2,546	812.02	155,750	783	501.09	95,599	413	149.97	27,635	41	80.09	16,228				
	広 計	1,478.45	273,872	2,546	812.02	155,750	783	501.09	95,599	413	149.97	27,635	41	80.09	16,228				
	育 成 複 層 林 計	1,500.16	278,748	2,574	837.10	161,145	825	524.06	101,888	435	152.34	28,263	44	80.09	16,228				
天 然 生 林	針 葉 樹	ま つ	108.33	23,261	168	380.42	87,091	314	741.52	171,522	462	391.12	93,412	93	76.85	18,000			
		そ の 他 針 葉 樹	0.56	153	2														
		針 計	108.89	23,414	170	380.42	87,091	314	741.52	171,522	462	391.12	93,412	93	76.85	18,000			
		く す																	
		く ぬ ぎ																	
	広 葉 樹	い じ ゅ								1.32	254		0.31	62					
		も く ま お				6.04	1,174												
		そ の 他 広 葉 樹	4,387.53	801,796	7,196	6,209.12	1,150,767	4,861	8,710.86	1,623,092	4,825	6,843.29	1,256,615	1,309	4,160.17	757,679			
		広 計	4,387.53	801,796	7,196	6,215.16	1,151,941	4,861	8,712.18	1,623,346	4,825	6,843.60	1,256,677	1,309	4,160.17	757,679			
		天 然 生 林 計	4,496.42	825,210	7,366	6,595.58	1,239,032	5,175	9,453.71	1,794,868	5,287	7,234.73	1,350,089	1,402	4,237.03	775,679			
天 然 林 計	5,997	1,103,958	9,940	7,433	1,400,177	6,000	9,978	1,896,756	5,722	7,387	1,378,352	1,446	4,317	791,907					
竹 林																			
未 立 木 地 等																			
更 新 困 難 地																			
合 計		6,413.66	1,199,777.00	10,730.00	7,864.56	1,593,159.00	6,574.00	10,484.93	2,021,149.00	6,218.00	7,500.18	1,406,136.00	1,507.00	4,362.67	801,546.00				
再 掲 特 殊 樹 林	つ ば き																		
	し ゃ り ん ば い	7.10	964	12	1.72	332	2	0.64	126					0.34	71				

(注) 1 表中の上段は複層林の下層を示す。  
2 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。  
資料: 森林経営課



(2) 制限林普通林別森林資源表

区 分		総 数	立 木 地											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成単層林			育成複層林		
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広
総 数	面 積	71,567	69,065	3,812	65,253	3,141	1,836	1,305	3,094	1,828	1,266	48	8	39
	材 積	12,101	12,101	913	11,187	645	463	183	636	461	176	9	2	7
	成長量	94	94	6	87	7	4	3	7	4	3	0	0	0
普通林	面 積	37,725	36,386	2,050	34,336	1,207	691	516	1,199	685	514	8	6	2
	材 積	6,235	6,235	482	5,753	242	172	71	241	170	70	2	1	0
	成長量	45	45	2	43	3	1	1	3	1	1	0	0	0
制限林	面 積	33,842	32,679	1,762	30,917	1,935	1,146	789	1,895	1,143	752	40	2	37
	材 積	5,866	5,866	432	5,434	403	291	112	396	290	105	7	1	7
	成長量	48	48	4	44	5	3	2	5	3	2	0	0	0

(注) 1 四捨五入の関係で総数と内訳は一致しない場合がある。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料: 森林経営課



単位 面積:ha 材積:千m3 竹:千束 成長量:千m3

立 木 地												竹 林	無立木地			更 新 困 難 地
天 然 林													総 数	伐採 跡地	未立 木地	
総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広					
65,923	1,975	63,948	0	0	0	8,406	108	8,298	57,517	1,867	55,650	224	588	55	534	1,689
11,455	451	11,005	0	0	0	1,440	24	1,417	10,015	427	9,588	23	-	-	-	-
86	2	84	0	0	0	18	0	18	68	2	67	-	-	-	-	-
35,179	1,360	33,819	0	-	-	3,007	34	2,973	32,172	1,325	30,846	157	327	5	322	855
5,992	310	5,683	0	-	-	496	9	487	5,497	301	5,195	17	-	-	-	-
43	1	42	0	-	-	7	0	7	36	1	35	-	-	-	-	-
30,744	616	30,128	0	-	-	5,399	74	5,325	25,345	542	24,803	67	262	50	212	834
5,463	141	5,322	0	-	-	944	15	929	4,518	126	4,393	6	-	-	-	-
43	1	43	0	-	-	11	0	11	32	0	32	-	-	-	-	-

(3) 市町村別森林資源表

区 分		総 数	立 木 地												
			総 数			人 工 林									
						総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			
			総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	
総 数	面 積	71,567	69,065	3,812	65,253	3,141	1,836	1,305	3,094	1,828	1,266	48	8	39	
	材 積	12,101	12,101	913	11,187	645	463	183	636	461	176	9	2	7	
振 興 局	奄 美 市	面 積	21,139	20,614	1,322	19,293	1,122	751	371	1,096	748	348	26	3	23
		材 積	3,695	3,695	339	3,356	252	194	58	247	194	54	5	1	5
	旧 名 瀬 市	面 積	9,743	9,524	362	9,162	401	286	115	376	284	92	26	3	23
		材 積	1,747	1,747	94	1,652	91	74	17	86	74	13	5	1	5
	旧 住 用 村	面 積	8,127	8,015	317	7,699	445	305	140	445	305	140	1	-	1
		材 積	1,488	1,488	83	1,405	104	80	24	104	80	24	0	-	0
	旧 笠 利 町	面 積	3,270	3,075	643	2,432	276	159	116	276	159	116	0	-	-
		材 積	460	460	162	298	57	40	17	57	40	17	0	-	-
	大 和 村	面 積	7,400	7,275	238	7,037	295	211	84	295	211	84	0	-	-
		材 積	1,300	1,300	62	1,238	67	55	12	67	55	12	0	-	-
	宇 検 村	面 積	8,512	8,336	251	8,085	221	139	82	201	134	67	20	5	15
		材 積	1,509	1,509	72	1,437	50	39	11	47	38	9	4	1	2
	瀬 戸 内 町	面 積	18,990	17,817	135	17,681	280	130	150	280	130	150	0	-	-
		材 積	2,923	2,923	35	2,888	55	35	20	55	35	20	0	-	-
	龍 郷 町	面 積	6,582	6,322	626	5,696	400	319	81	400	319	81	0	-	-
		材 積	1,197	1,197	168	1,030	97	85	12	97	85	12	0	-	-
	喜 界 町	面 積	878	869	12	857	292	10	282	292	10	282	0	-	-
		材 積	105	105	2	103	34	2	33	34	2	33	0	-	-
	徳 之 島 町	面 積	4,014	3,956	646	3,310	203	117	86	202	117	86	0	0	-
		材 積	709	709	122	587	34	22	12	34	22	12	0	0	-
	天 城 町	面 積	1,698	1,619	250	1,369	94	84	9	94	84	9	0	-	-
		材 積	284	284	46	237	16	15	1	16	15	1	0	-	-
	伊 仙 町	面 積	1,069	996	146	851	75	31	44	75	31	44	0	-	-
		材 積	174	174	28	146	14	6	7	14	6	7	0	-	-
	和 泊 町	面 積	299	289	41	248	31	1	30	30	1	29	1	-	1
		材 積	39	39	9	31	4	0	4	4	0	4	0	-	0
	知 名 町	面 積	899	886	145	741	106	43	63	106	43	63	0	0	0
		材 積	151	151	30	121	18	9	9	18	9	9	0	0	0
	与 論 町	面 積	86	85	0	85	24	0	24	24	-	24	0	-	-
		材 積	13	13	0	13	3	0	3	3	-	3	0	-	-

(注) 1 総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料: 森林経営課

単位 面積:ha 材積:千m3 竹:千束 成長量:千m3

立 木 地												竹 林	無立木地			更 新 困 難 地
天 然 林													総 数	伐採 跡 地	未立 木 地	
総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広					
65,923	1,975	63,948	0	-	-	8,406	108	8,298	57,517	1,867	55,650	224	588	55	534	1,689
11,455	451	11,005	0	-	-	1,440	24	1,417	10,015	427	9,588	23	-	-	-	-
19,492	571	18,921	0	-	-	1,372	10	1,361	18,120	560	17,560	79	93	3	90	353
3,443	145	3,298	0	-	-	242	3	239	3,201	142	3,059	5	-	-	-	-
9,123	76	9,047	0	-	-	643	7	636	8,480	69	8,411	35	56	2	54	128
1,655	20	1,635	0	-	-	108	2	106	1,547	18	1,529	2	-	-	-	-
7,570	11	7,558	0	-	-	624	-	624	6,945	11	6,934	28	25	-	25	59
1,384	3	1,381	0	-	-	115	-	115	1,269	3	1,266	2	-	-	-	-
2,800	484	2,316	0	-	-	104	4	101	2,695	480	2,215	17	12	1	11	166
403	122	281	0	-	-	19	1	18	385	121	264	1	-	-	-	-
6,981	27	6,954	0	-	-	739	-	739	6,242	27	6,215	26	33	-	33	66
1,234	7	1,227	0	-	-	133	-	133	1,100	7	1,093	2	-	-	-	-
8,115	112	8,003	0	-	-	1,329	14	1,314	6,786	98	6,689	4	164	49	114	8
1,459	33	1,426	0	-	-	233	4	229	1,226	29	1,197	0	-	-	-	-
17,537	5	17,532	0	-	-	3,369	-	3,369	14,167	5	14,163	37	106	-	106	1,030
2,868	0	2,868	0	-	-	559	-	559	2,310	0	2,310	5	-	-	-	-
5,922	307	5,614	0	-	-	269	17	252	5,653	291	5,362	13	106	0	106	141
1,101	83	1,018	0	-	-	50	5	45	1,050	78	973	2	-	-	-	-
577	2	576	0	-	-	34	-	34	543	2	541	1	4	-	4	3
71	0	70	0	-	-	4	-	4	67	0	66	0	-	-	-	-
3,754	530	3,224	0	-	-	824	19	805	2,930	511	2,419	5	33	-	33	20
675	101	574	0	-	-	144	3	140	532	97	434	0	-	-	-	-
1,525	166	1,360	0	-	-	320	10	310	1,205	155	1,050	10	29	1	28	40
267	31	236	0	-	-	51	2	49	217	29	187	1	-	-	-	-
921	114	807	0	-	-	21	1	20	900	113	787	40	9	1	8	24
161	22	139	0	-	-	4	0	3	157	22	135	7	-	-	-	-
258	40	218	0	-	-	1	-	1	257	40	217	4	4	1	3	3
35	9	26	0	-	-	0	-	0	35	9	26	0	-	-	-	-
780	102	678	0	-	-	128	37	91	652	65	587	5	7	-	7	1
133	21	112	0	-	-	21	7	14	111	14	98	0	-	-	-	-
62	0	62	0	-	-	0	-	-	62	-	62	-	1	-	1	0
10	0	10	0	-	-	0	-	-	10	-	10	-	-	-	-	-

(4) 所有形態別森林資源表

区 分		総 数	立 木 地											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成単層林			育成複層林		
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広
総 数	面 積	71,567	69,065	3,812	65,253	3,141	1,836	1,305	3,094	1,828	1,266	48	8	39
	材 積	12,101	12,101	913	11,187	645	463	183	636	461	176	9	2	7
県有林	面 積	953	951	19	931	54	18	36	54	18	36	0	-	-
	材 積	189	189	5	183	11	5	6	11	5	6	0	-	-
市町村有林	面 積	14,791	14,525	1,246	13,279	1,237	820	417	1,211	818	393	26	2	24
	材 積	2,619	2,619	309	2,310	262	204	58	257	204	54	5	1	5
私有林	面 積	55,822	53,589	2,546	51,042	1,851	999	852	1,829	992	837	22	7	15
	材 積	9,293	9,293	599	8,695	372	253	119	368	252	116	4	1	2

(注) 1 総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料: 森林経営課

単位 面積:ha 材積:千m3 竹:千束 成長量:千m3

立 木 地												竹 林	無立木地		
天 然 林													総 数	要人 工植 栽地	更新 困難 地
総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林						
総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広				
65,923	1,975	63,948	0	0	0	8,406	108	8,298	57,517	1,867	55,650	224	2,278	588	1,689
11,455	451	11,005	0	0	0	1,440	24	1,417	10,015	427	9,588	23	-	-	-
897	2	896	0	-	-	11	-	11	886	2	884	0	2	0	2
178	1	177	0	-	-	2	-	2	176	1	175	0	-	-	-
13,288	426	12,862	0	-	-	1,725	50	1,675	11,563	376	11,187	15	251	115	136
2,356	105	2,251	0	-	-	302	10	292	2,054	95	1,959	2	-	-	-
51,738	1,548	50,190	0	-	-	6,670	58	6,612	45,068	1,489	43,578	210	2,024	473	1,551
8,921	345	8,576	0	-	-	1,136	14	1,122	7,785	331	7,454	22	-	-	-

(5) 制限林の種類別面積

区 分	保 安 林													保 安 施 設	砂 防 指 定 地	国 立						
	水 源 か ん 養 保 安 林	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	飛 砂 防 備 保 安 林	防 風 保 安 林	潮 害 防 備 保 安 林	干 害 防 備 保 安 林	落 石 防 止 保 安 林	魚 つ き 保 安 林	航 行 保 安 林	保 健 保 安 林	風 致 保 安 林	計			特 別 保 護 地 区	第 1 種 特 別 地 域	第 2 種 特 別 地 域				
																			(3.62)	148.61	79.90	77.80
総 数	9,349.33	(3.62)	148.61	79.90	77.80	(0.23)	56.79	133.70	458.44	(5.85)	14.34	(537.48)	6.12	(547.18)	10,325.03	(177.73)	2,375.84	1,843.03	3,094.77	(1,479.33)	(6,763.21)	
振 興 局 大 島 支 庁	奄 美 市	3,277.32	25.30	31.86	38.15			1.00	40.31			(25.08)		(25.08)	3,413.94	(98.47)	943.96	1,334.52	1,088.31	(487.72)	(2,119.79)	
	旧 名 瀬 市	1,516.52	9.38	24.34										1,550.24	(40.96)	378.45	198.90	81.74	1,034.59	(257.73)	(1,073.82)	
	旧 住 用 村	973.96	12.89	5.87										992.72	(28.20)	512.07	1,135.62	1,006.57	2,611.73	(36.17)	(229.99)	
	旧 笠 利 町	786.84	3.03	1.65	38.15			1.00	40.31			(25.08)		(25.08)	870.98	(29.31)	53.44			(18.70)	196.33	
	大 和 村	1,488.23	7.88	1.30					2.59			(310.22)		(310.22)	1,500.00	(1.15)	78.03	377.54	283.38	(84.57)	(1,365.68)	
	宇 検 村	1,751.41	(3.62)	3.54	5.91					190.01					(3.62)	1,950.87	(14.83)	228.79	5.43	1,043.89	(760.35)	(871.87)
	瀬 戸 内 町	664.30	67.45	16.98			2.86	6.35	16.42		14.34				788.70	(13.11)	514.03	76.69	(154.95)	(90.46)	(535.47)	
	龍 郷 町	848.58	18.45	9.98	2.52	2.03			(5.85)	198.86			(72.30)		(78.15)	1,080.42	(17.88)	287.76		425.89	(13.08)	(856.36)
	喜 界 町	95.71	11.12	6.02		20.16	103.52						(76.67)		(76.67)	236.53					(11.06)	162.88
	徳 之 島 町	846.91	6.90	0.16	5.03		3.58	10.25							872.83	(32.29)	166.03	48.85	5.38	(10.99)	(630.09)	
	天 城 町	195.35		0.92		(0.23)	7.50	0.52							(0.23)	204.29		99.81		49.99	(198.08)	374.72
	伊 仙 町	23.05			6.10	3.87							(3.87)	6.12	(3.87)	39.14		57.43			(12.38)	(37.02)
	和 泊 町	8.03			8.04	6.33	8.96								31.36					(8.72)		2.26
	知 名 町	150.44	7.97	6.77		14.04	7.16						(31.38)		(31.38)	186.38						(148.85)
与 論 町				17.96		2.61						(17.96)		(17.96)	20.57							
小 計	9,349.33	(3.62)	148.61	79.90	77.80	(0.23)	56.79	133.70	458.44	(5.85)	14.34	(537.48)	6.12	(547.18)	10,325.03	(177.73)	2,375.84	1,843.03	3,094.77	(1,479.33)	(6,763.21)	

(注) 表中の ( ) 書きの数値は左欄の制限林と重複する面積で外数である。

資料: 森林経営課

単位 ha

自然公園													自然環境保全地域	保鳥獣保護区による特別	都市計画法による風区	文化財保護法による 史跡名勝天然記念物に かかる指定地等	急傾斜地崩壊危険区域	合計		
公園			国定公園					県立自然公園												
第3種特別地域	普通地域	計	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計							
(40.41)	(122.43)	(8,609.75)														(39.07)	(15.96)	(9,389.69)		
605.86	355.99	20,879.64															260.99	33,841.50		
	(16.79)	(2,660.47)															(39.07)	(2.40)	(2,825.49)	
271.65	119.12	6,656.25																136.71	11,150.86	
		(1,331.55)																(0.37)	(1,372.88)	
271.65	83.19	1,670.07																122.55	3,721.31	
	(16.79)	(1,310.22)																(39.07)	(1.94)	(1,379.43)
	35.93	4,789.85																13.96	6,308.60	
		(18.70)																(0.09)	(73.18)	
		196.33																0.20	1,120.95	
		(1,450.25)																(0.29)	(1,761.91)	
37.71		2,799.38																35.05	4,412.46	
		(1,632.22)																	(1,650.67)	
		1,778.81																25.06	3,983.53	
	(0.45)	(781.33)																(11.56)	(806.00)	
	84.10	6,225.58																47.74	7,576.05	
		(869.44)																(0.77)	(966.24)	
	1.58	1,415.90																6.33	2,790.41	
(19.34)	(103.19)	(133.59)																	(210.26)	
14.88	95.08	272.84																	509.37	
		(654.33)																	(686.62)	
35.79		906.05																9.33	1,954.24	
		(198.08)																(0.94)	(199.25)	
33.09		457.80																0.77	762.67	
(1.20)	(2.00)	(52.60)																	(56.47)	
0.99	56.11	94.56																	191.13	
		(8.72)																	(8.72)	
		2.26																	33.62	
		(148.85)																	(180.23)	
200.27		258.73																	445.11	
(19.87)		(19.87)																	(37.83)	
11.48		11.48																	32.05	
(40.41)	(122.43)	(8,609.75)																(39.07)	(15.96)	(9,389.69)
605.86	355.99	20,879.64																260.99	33,841.50	

(6) 樹種別材積表

単位 材積：千m<sup>3</sup>

樹種 林種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クスギ	その他 広葉樹	総計
総数	177	13	722	1	0	11,187	12,101
人工林	177	13	272	1	0	183	645
天然林	0	-	450	-	-	11,005	11,455

(注1) 総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

(注2) 0と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

(7) 特定保安林の指定状況

該当なし

(8) 荒廃地等の面積

単位 面積:ha

区分	荒廃地	荒廃危険地
総数	162	926
奄美市	76	310
大和村	-	68
宇検村	8	139
瀬戸内町	33	125
龍郷町	16	130
喜界町	25	43
徳之島町	-	64
天城町	1	14
伊仙町	2	6
和泊町	-	7
知名町	2	9
与論町	-	10

(注) 総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

資料: 山地災害危険地区調査結果(令和2年度末)



(9) 森林の被害

区分	火						災						松くい虫					
	H30年度		R元年度		R2年度		H30年度		R元年度		R2年度		H30年度		R元年度		R2年度	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
	単位		面積:ha		材積:m <sup>3</sup>		単位		面積:ha		材積:m <sup>3</sup>		単位		面積:ha		材積:m <sup>3</sup>	
総数	2	0.24	1	0.02	-	-	12,900	2,612	409	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奄美市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大和村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇検村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
瀬戸内町	1	0.18	-	-	-	-	6	2	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-
龍郷町	1	0.06	1	0.02	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
喜界町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徳之島町	-	-	-	-	-	-	10,449	2,500	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-
天城町	-	-	-	-	-	-	416	50	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-
伊仙町	-	-	-	-	-	-	2,026	60	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和泊町	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
知名町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
与論町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 面積は、実損面積である。  
資料:森づくり推進課(森林被害報告年報)

(10) 防火線等の整備状況  
該当なし

### 3 林業の動向

#### (1) 保有山林規模別林家数

単位 林家数:戸

区 分	総数	1～3ha	3～5ha	5～10ha	10～50ha	50ha
		未満	未満	未満	未満	以上
総 数	372	295	34	20	20	3
奄 美 市	104	82	13	5	3	1
大 和 村	41	31	3	5	1	1
宇 検 村	14	12	1	-	1	-
瀬 戸 内 町	38	28	2	4	3	1
龍 郷 町	46	38	3	2	3	-
喜 界 町	-	-	-	-	-	-
徳 之 島 町	82	65	8	3	6	-
天 城 町	25	18	3	1	3	-
伊 仙 町	7	6	1	-	-	-
和 泊 町	-	-	-	-	-	-
知 名 町	15	15	-	-	-	-
与 論 町	-	-	-	-	-	-

資料:2010年世界農林業センサス(平成24年2月)

#### (2) 森林経営計画の認定状況

単位 件数:件 面積:ha

区 分	総 数		公 有 林		私 有 林		備 考
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
総 数	81	7,780	15	1,678	66	6,104	
奄 美 市	5	452	2	218	3	234	
大 和 村	5	564	-	-	5	564	
宇 検 村	13	2,239	1	735	12	1,504	
瀬 戸 内 町	35	3,047	7	174	28	2,874	
龍 郷 町	1	142	1	142	-	-	
喜 界 町	-	-	-	-	-	-	
徳 之 島 町	14	789	1	112	13	678	
天 城 町	6	275	1	25	5	250	
伊 仙 町	1	38	1	38	-	-	
和 泊 町	-	-	-	-	-	-	
知 名 町	1	234	1	234	-	-	
与 論 町	-	-	-	-	-	-	

(注)1 四捨五入の関係により総数と内訳の計は一致しない場合がある。

2 複数市町村にまたがる森林経営計画の件数は、それぞれの市町村に計上してある。

3 公有林と私有林を併せて1計画としている場合があることにより、総数と内訳の計は、一致しない場合がある。

資料:森林経営課(令和2年度末現在)

## (3) 経営管理権及び経営管理実施権の認定状況

単位 件数:件 面積:ha

区分	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総数	-	-	-	-	
奄美市	-	-	-	-	
大和村	-	-	-	-	
宇検村	-	-	-	-	
瀬戸内町	-	-	-	-	
龍郷町	-	-	-	-	
喜界町	-	-	-	-	
徳之島町	-	-	-	-	
天城町	-	-	-	-	
伊仙町	-	-	-	-	
和泊町	-	-	-	-	
知名町	-	-	-	-	
与論町	-	-	-	-	

(注) 1 四捨五入の関係により総数と内訳の計は一致しない場合がある。

資料: 森林経営課(令和2年度末現在)

## (4) 森林組合及び生産森林組合の現状

## ア 構成

## (ア) 森林組合

単位 員数:人 金額:千円 面積:ha

市 町 村 名		組 合 名	組 合 員 数	常 勤 役 職 員 数	出 資 金 総 額	組 合 員 所 有 (または組合経営) 森 林 面 積
総 数		3	3,037	11	35,740	41,273
森 林 組 合	奄 美 市	あまみ大島	1,538	5	20,943	25,625
	大 和 村					
	宇 検 村					
	龍 郷 町					
	喜 界 町					
瀬 戸 内 町	瀬 戸 内 町	349	3	5,919	9,140	
組 合	徳 之 島 町	徳之島地区	1,150	3	8,878	6,508
	天 城 町					
	伊 仙 町					
	和 泊 町					
	知 名 町					
与 論 町						

資料:令和元事業年度森林組合の概況(令和3年2月)

## (イ) 生産森林組合

単位 員数:人 金額:千円 面積:ha

市 町 村 名		組 合 名	組 合 員 数	常 勤 役 職 員 数	出 資 金 総 額	組 合 員 所 有 (または組合経営) 森 林 面 積
総 数		2	50	15	4,070	-
生 産 森 林 組 合	奄 美 市	-	-	-	-	-
	大 和 村	-	-	-	-	-
	宇 検 村	平田	-	-	-	-
	瀬 戸 内 町	-	-	-	-	-
	龍 郷 町	-	-	-	-	-
	喜 界 町	-	-	-	-	-
	徳 之 島 町	手々	50	15	4,070	-
	天 城 町	-	-	-	-	-
	伊 仙 町	-	-	-	-	-
	和 泊 町	-	-	-	-	-
	知 名 町	-	-	-	-	-
	与 論 町	-	-	-	-	-

資料:令和元事業年度森林組合の概況(令和3年2月)

イ 事業内容及び活動状況

市町村別	組合名	販		売		林		産		加		工		購		買		森		林		整		備		
		m <sup>3</sup> 一般用材	m <sup>3</sup> パルプ材 その他	m <sup>3</sup> 主伐	m <sup>3</sup> 間伐	m <sup>3</sup> 製材品	m <sup>3</sup> チップ	千本 山行苗木	Kg 肥料	ha 新植	ha 保育															
総数	3	-	6	3,426	-	247	-	-	2	1,215	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	489	
奄美市																										
大和村																										
宇検村	あまみ大島	-	6	3,426	-	247	-	-	-	1,140	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	245	
龍郷町																										
喜界町																										
瀬戸内町	瀬戸内町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	133	
徳之島町	徳之島地区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	111	
天城町																										
伊仙町																										
和泊町																										
知名町																										
与論町																										

資料：令和元事業年度森林組合の概況(令和3年2月)

## (5) 林業事業体等の現況

単位:事業体数

区 分	素材生産業	素材市場	木材・木製品製造業			備考
			製材業	プレカット加工	集成材加工	
総 数	18	-	3	-	-	
奄美市	6	-	-	-	-	
大和村	1	-	1	-	-	
宇検村	1	-	1	-	-	
瀬戸内町	8	-	-	-	-	
龍郷町	-	-	-	-	-	
喜界町	-	-	-	-	-	
徳之島町	1	-	-	-	-	
天城町	1	-	1	-	-	
伊仙町	-	-	-	-	-	
和泊町	-	-	-	-	-	
知名町	-	-	-	-	-	
与論町	-	-	-	-	-	

(注) 製材業にはチップ工場も含む

資料: 森林経営課, かごしま材振興課(令和2年度末)

## (6) 林業労働力の概況

## ア 森林組合作業班の就業日数別作業員数

単位 実人員:人 延日数:日

市町村名	組合名	59日以下		60～149日		150～209日		210日以上		合計	
		実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
総数		-	-	6	599	3	572	15	3,878	24	5,049
奄美市	あまみ大島	-	-	2	144	1	165	9	2,517	12	2,826
大和村											
宇検村											
龍郷町											
喜界町											
瀬戸内町	瀬戸内町	-	-	-	-	1	202	4	931	5	1,133
徳之島町	徳之島地区	-	-	4	455	1	205	2	430	7	1,090
天城町											
伊仙町											
和泊町											
知名町											
与論町											

資料:令和元事業年度森林組合の概況(令和3年2月)

## イ 森林組合作業班員の年齢別構成

単位 人数:人

市町村別	組合名	30歳未満		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上		合計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総数		2	-	1	-	10	-	4	-	7	-	24	-
奄美市	あまみ大島	1	-	-	-	7	-	1	-	3	-	12	-
大和村													
宇検村													
龍郷町													
喜界町													
瀬戸内町	瀬戸内町	-	-	1	-	-	-	2	-	2	-	5	-
徳之島町	徳之島地区	1	-	-	-	3	-	1	-	2	-	7	-
天城町													
伊仙町													
和泊町													
知名町													
与論町													

資料:令和元事業年度森林組合の概況(令和3年2月)

ウ 市町村別素材生産業者数(生産規模別)

単位：事業者

市町村	総数	生産量規模別			
		500m <sup>3</sup> 未満	500～ 2,000m <sup>3</sup>	2,000～ 5,000m <sup>3</sup>	5,000m <sup>3</sup> 以上
総計	18	14	4	-	-
奄美市	6	3	3	-	-
大和村	1	1	-	-	-
宇検村	1	1	-	-	-
瀬戸内町	8	8	-	-	-
龍郷町	-	-	-	-	-
喜界町	-	-	-	-	-
徳之島町	1	1	-	-	-
天城町	1	-	1	-	-
伊仙町	-	-	-	-	-
和泊町	-	-	-	-	-
知名町	-	-	-	-	-
与論町	-	-	-	-	-

資料：森林経営課(令和2年度末)



## (7) 林業機械化の概況

単位 数量:台 :セット(索道)

機 械 種 名		適 用	数 量	備 考
索道	索道重力式		-	
	索道動力式		-	
集材機	小型集材機	動力10PS未満	1	
	大型集材機	動力10PS以上	8	
モノケール		ジグザグ集材施設	-	
リモコンウインチ		リモコン、ラジコンによる可搬式木寄せ機	1	
自走式搬器			-	
モノレール		懸垂式含む	-	
小型運材車		動力20PS未満のもの	1	
		動力20PS以上のもの	-	
ホールタイプトラクタ		林内で集材等の作業を行うホイールタイプのトラクタ	-	
クローラタイプトラクタ		上記でクローラタイプのもの	-	
育林用トラクタ		主として地拵等の育林作業用	-	
フォークリフト			1	
フォークローダ			-	
クレーン	運材機能なし	トラッククレーン、ホイールクレーン等	1	
	運材機能あり	クレーン付きトラック	3	
グラップル	運材機能なし	グラップルローダ作業車	-	
	運材機能あり	グラップルローダ付きトラック	-	
トラクタショベル		搬出、育林用等に係る土工用	-	
ショベル系掘削機械		搬出、育林用等に係る土工用	13	
チェーンソー			176	
チェーンソーリモコン装置		リモコンチェーンソー架台	-	
刈 払 機		携帯式刈払機	134	
植 穴 堀 機			-	
動力枝打機		自動木登り式	-	
		背負い式等の上記以外のもの	-	
苗畑用トラクタ			5	
樹木粉碎機		伐倒木、伐根、枝条等を粉碎する機械	1	
スキッダ		索引式集材専用のトラクタ	-	
プロセッサ		枝払い・玉切りする自走式機械	-	
ハーベスタ		伐倒・枝払い・玉切りする自走式機械	-	
フォワーダ		積載式集材専用車両	-	
タローヤーダ		元柱を具備した自走式機械	-	
グラップルソー		巻立・玉切り自走式機械	1	

資料:森林林業総合センター(令和3年3月31日現在)

## (8) 作業路網等の整備の概況

該当なし

#### 4 林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、工場 等建物敷地及び その附帯地	その他	合計
9	0	8	2,559	2,577

- (注) 1 農用地は、田、畑、樹園地及び採草放牧地である。  
 2 その他には道路敷、採石用地、ダム敷等を含む。  
 3 四捨五入の関係により合計と内訳は一致しない場合がある。

(2) 森林以外より森林への異動

単位：ha

原野	農用地	その他	合計
0	-	663	663

- (注) 四捨五入の関係により合計と内訳は一致しない場合がある。

## 5 森林資源の推移

### (1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha, 材積：千m<sup>3</sup>

区分		1 分期 5 年		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐 採 立 木 材 積	総 数	総 数		181	217	229	228	226	225	225	225	
		針葉樹		10	15	15	13	11	10	10	10	
		広葉樹		171	202	214	215	215	215	215	215	
	主 伐	総 数		176	212	224	225	225	225	225	225	225
		針葉樹		5	10	10	10	10	10	10	10	10
		広葉樹		171	202	214	215	215	215	215	215	215
	間 伐	総 数		5	5	5	3	1	0	0	0	0
		針葉樹		5	5	5	3	1	0	0	0	0
		広葉樹		-	-	-	-	-	-	-	-	-
造林 面積	総 数		845	987	871	871	871	871	871	871	871	
	人工造林		36	45	55	55	55	55	55	55	55	
	天然更新		809	942	816	816	816	816	816	816	816	

(2) 分期別期首資源表

区 分		面					
		総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	
第Ⅰ 分期	総 数		69,065	468	1,739	1,314	8,109
	人工林	総 数	3,141	15	26	251	476
		育成単層林	3,094	14	26	251	460
		育成複層林	48	1			15
	天然林	総 数	65,923	454	1,713	1,063	7,633
		育成単層林					
		育成複層林	8,406	78	31	186	1,331
		天然生林	57,517	376	1,682	876	6,302
	第Ⅱ 分期	総 数		69,065	1,000	1,891	581
人工林		総 数	3,146	87	14	145	275
		育成単層林	3,087	78	13	145	274
		育成複層林	59	8	1	0	2
天然林		総 数	65,919	913	1,877	436	4,675
		育成単層林	0	0			
		育成複層林	8,569		108	18	785
		天然生林	57,350	913	1,769	419	3,890
第Ⅲ 分期		総 数		69,066	2,071	468	1,733
	人工林	総 数	3,152	196	15	25	223
		育成単層林	3,073	172	14	25	223
		育成複層林	79	25	1		0
	天然林	総 数	65,914	1,874	454	1,708	1,033
		育成単層林	0	0			
		育成複層林	8,759		92	38	250
		天然生林	57,155	1,874	362	1,671	783
	第Ⅳ 分期	総 数		69,070	2,325	1,000	1,861
人工林		総 数	3,162	234	87	13	126
		育成単層林	3,062	201	78	12	126
		育成複層林	99	33	8	1	0
天然林		総 数	65,908	2,091	913	1,848	420
		育成単層林	0	0	0		
		育成複層林	8,960		4	147	36
		天然生林	56,948	2,090	909	1,701	384
第Ⅴ 分期		総 数		69,074	2,401	2,071	462
	人工林	総 数	3,171	245	196	14	21
		育成単層林	3,054	212	172	13	21
		育成複層林	117	33	25	1	
	天然林	総 数	65,903	2,156	1,874	448	1,641
		育成単層林	0	0	0		
		育成複層林	9,169		1	147	50
		天然生林	56,734	2,156	1,873	301	1,591

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

單位 面積：ha 材積：千m3

積							材積
9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21 齡級以上	
11,081	14,278	17,985	7,638	3,931	1,776	746	12,101
775	849	620	64	55	8	2	645
771	847	595	64	55	8	2	636
4	2	25	0				9
10,306	13,429	17,365	7,574	3,875	1,767	744	11,455
3,480	2,337	676	178	92	16		1,440
6,826	11,092	16,688	7,396	3,784	1,751	744	10,015
8,663	12,633	18,093	11,682	5,764	2,338	1,471	14,253
615	853	923	155	54	23	4	792
596	850	920	131	53	23	4	776
18	2	3	24	0	0	0	16
8,048	11,780	17,170	11,527	5,710	2,315	1,467	13,462
2,129	3,730	1,361	232	129	69	8	1,659
5,919	8,050	15,809	11,294	5,581	2,246	1,459	11,803
7,845	10,805	13,873	17,411	7,376	3,793	2,433	14,570
432	735	815	592	59	50	10	813
415	728	812	566	58	50	10	795
16	7	3	26	0	0	0	18
7,414	10,070	13,058	16,819	7,318	3,743	2,424	13,756
							0
1,428	3,611	2,378	676	178	92	16	1,777
5,986	6,459	10,679	16,142	7,140	3,651	2,407	11,979
4,765	8,384	12,275	17,465	11,247	5,540	3,662	14,785
240	565	804	873	145	48	25	828
238	545	799	868	121	48	25	808
2	20	5	4	25	0	0	20
4,524	7,818	11,471	16,593	11,101	5,492	3,637	13,956
							0
924	2,278	3,772	1,361	232	129	77	1,887
3,600	5,540	7,699	15,232	10,869	5,363	3,560	12,069
1,194	7,553	10,497	13,415	16,764	7,083	5,973	14,910
191	381	687	773	558	52	53	836
191	364	676	769	531	52	53	813
0	17	10	4	27	1	0	23
1,003	7,172	9,810	12,642	16,206	7,031	5,920	14,074
							0
367	1,606	3,657	2,378	676	178	108	1,987
636	5,566	6,153	10,264	15,530	6,853	5,812	12,086

## (2) 分期別期首資源表

区 分		面					
		総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	
第VI 分期	総 数		69,079	2,409	2,325	999	1,789
	人工林	総 数	3,181	248	234	86	11
		育成単層林	3,046	215	201	78	10
		育成複層林	135	33	33	8	1
	天然林	総 数	65,898	2,161	2,091	912	1,777
		育成単層林	0	0	0	0	
		育成複層林	9,383		21	17	215
		天然生林	56,514	2,161	2,070	895	1,562
	第VII 分期	総 数		69,083	2,411	2,401	2,046
人工林		総 数	3,191	250	245	190	12
		育成単層林	3,039	217	212	165	11
		育成複層林	152	33	33	25	1
天然林		総 数	65,892	2,161	2,156	1,856	436
		育成単層林	0	0	0	0	
		育成複層林	9,601		31	51	235
		天然生林	56,291	2,161	2,125	1,805	201
第VIII 分期		総 数		69,088	2,411	2,409	2,296
	人工林	総 数	3,201	250	248	227	74
		育成単層林	3,033	217	215	194	66
		育成複層林	169	33	33	33	8
	天然林	総 数	65,887	2,161	2,161	2,070	874
		育成単層林	0	0	0	0	0
		育成複層林	9,821		46	159	34
		天然生林	56,065	2,161	2,114	1,911	840
	第IX 分期	総 数		69,093	2,411	2,411	2,371
人工林		総 数	3,211	250	250	237	165
		育成単層林	3,026	217	217	204	140
		育成複層林	186	33	33	33	25
天然林		総 数	65,881	2,161	2,161	2,134	1,779
		育成単層林	0	0	0	0	0
		育成複層林	10,042		42	198	123
		天然生林	55,839	2,161	2,119	1,936	1,656

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

單位 面積：ha 材積：千m3

積							材積
9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21 齡級以上	
512	4,581	8,104	11,910	16,825	10,802	8,823	14,965
107	204	514	754	821	135	65	837
107	202	493	748	817	111	64	811
0	2	21	6	5	25	1	26
405	4,377	7,590	11,156	16,004	10,667	8,758	14,128
							0
64	1,165	2,330	3,772	1,361	232	206	2,076
341	3,212	5,260	7,384	14,642	10,435	8,552	12,052
1,591	1,139	7,270	10,189	12,958	16,119	12,512	14,986
18	161	332	637	731	523	93	833
18	161	315	626	727	496	93	804
	0	17	11	4	27	1	29
1,574	978	6,939	9,552	12,227	15,595	12,418	14,153
							0
69	549	1,669	3,657	2,378	676	286	2,152
1,505	429	5,269	5,895	9,849	14,919	12,133	12,002
1,722	481	4,415	7,834	11,553	16,199	18,819	14,978
10	90	172	467	706	773	184	827
9	90	171	445	700	768	158	794
1	0	2	21	6	5	25	33
1,712	391	4,243	7,367	10,847	15,426	18,635	14,151
							0
330	99	1,253	2,330	3,772	1,361	438	2,210
1,382	292	2,990	5,037	7,075	14,065	18,197	11,941
439	1,525	1,096	7,004	9,894	12,517	27,481	14,958
10	15	135	290	592	692	575	822
9	15	135	273	582	688	547	784
1		0	17	11	4	28	37
429	1,510	961	6,714	9,302	11,825	26,906	14,136
							0
356	94	562	1,669	3,657	2,378	962	2,261
73	1,416	399	5,044	5,645	9,447	25,944	11,876

## 6 その他

### 用語の解説

地域森林計画の公告・縦覧に当たり、この中で使われている専門的用語についてなるべくわかりやすく解説したものである。

### 《 あ 》

#### 育成単層林（いくせいたんそうりん）

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させる施業が行われている森林。（⇒ 樹冠）

#### 育成複層林（いくせいふくそうりん）

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させる施業が行われている森林。（⇒ 択伐，樹冠）

#### 育成複層林導入（いくせいふくそうりんどうにゅう）

林内に既に更新樹が生育している森林を，保育又は間伐により天然林が25%以上占める状態へ誘導すること。（⇒ 更新，保育，間伐）

### 《 か 》

#### 皆伐（かいばつ）

主伐の一種で，一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採すること。（⇒ 主伐）

#### 快適環境形成機能（かいてきかんきょうけいせいきのう）

夏の気温低下などの気候緩和や汚染物質吸収などの大気浄化，騒音防止などの諸機能。

#### 快適環境形成機能維持増進森林（かいてきかんきょうけいせいきのういじぞうしんしんりん）

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く，諸被害に対する抵抗性が高い森林で，快適環境形成機能の高度発揮が特に求められる森林。

#### かき起こし（かきおこし）

天然更新を行うための補助作業の一つで，稚樹の定着を促進するために，ササ等の林床植生を剥ぎ取る作業。（⇒ 天然更新，林床）

#### 刈り出し（かりだし）

天然更新を行うための補助作業の一つで，ササ等の被圧により天然更新目的樹種の更新が阻害されることを防ぐため，成長を妨げるササ，草，つる，不用低木を刈り払う作業。

#### 刈払い（かりはらい）

造林地の幼樹の生育を妨げる雑草木を除去すること。下刈りと同じ。（⇒ 下刈り）

#### 間伐（かんばつ）

林分の混み具合に応じて，目的とする樹種の密度を調整する作業。一般に，除伐後，主伐までの間に間断的に行われる作業。（⇒ 除伐，主伐）



## 木取り

製材において、丸太の形（直径，曲がり，偏心度）や欠点の有無（節，腐れ，割れ）などの性状から採材可能な製材品の種類を判断し，適切な鋸断順序で製材すること。

## 形状比（けいじょうひ）

樹高(H)を胸高直径(D)で割った値(H/Dm)をいい，樹幹の形状を示す物差しの一つである。この値が大きいほど細く長い幹なので風害などに対する抵抗力が小さくなる。

## 原木（げんぼく）

製材，合板，パルプ等の原材料として用いられる丸太。（丸太に近い状態に加工された木材を含む。）

## 公益的機能別施業森林（こうえきてききのうべつせぎょうしんりん）

水源涵養，山地災害の防止等森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業（複層林施業等）を推進すべき森林。公益的機能別施業森林の区域は市町村森林整備計画において定められている。具体的には，「水源涵養機能維持増進森林」，「山地災害防止・土壤保全機能維持増進森林」及び「快適環境形成機能維持増進森林」並びに「保健文化機能維持増進森林」に区分される。

（⇒ 水源涵養機能維持増進森林，山地災害防止・土壤保全機能維持増進森林，  
快適環境形成機能維持増進森林，保健文化機能維持増進森林）

## 更新（こうしん）

森林を伐採利用した後，人為又は天然力により新たな樹木が生育すること。

## 更新困難地（こうしんこんなんち）

岩石地，風衝地など伐採すると更新が難しい森林。（⇒ 風衝地，更新）

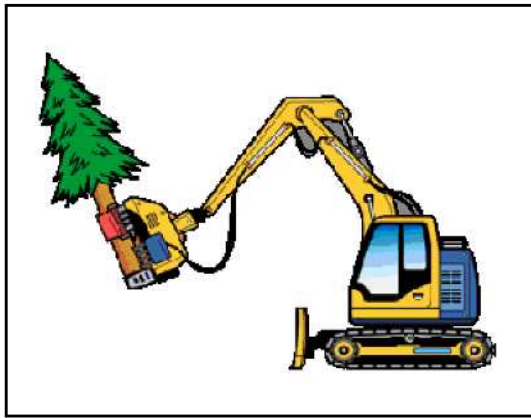
## 高性能林業機械（こうせいのうりんぎょうきかい）

プロセッサ，ハーベスタ及びスイングヤーダ等，林業用の多工程処理機械の総称。  
（参考:林野庁資料）



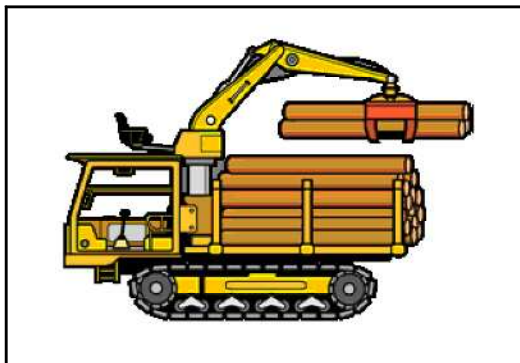
### プロセッサ（枝払い・玉切り）

林道や土場などで，全木集材されてきた材の枝払い，測尺，玉切りを行う自走式機械。



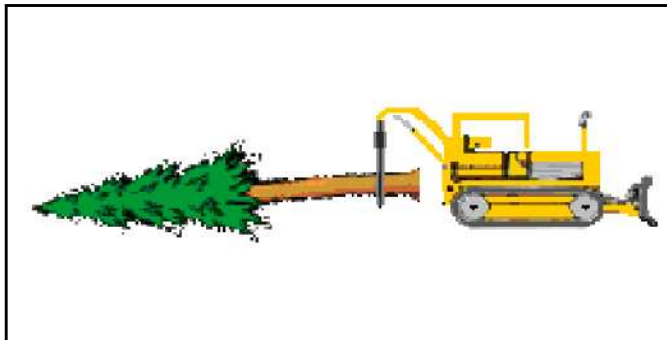
#### ハーベスタ（伐倒・枝払い・玉切り）

従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒，枝払い，玉切りを一連の作業として行う自走式機械。



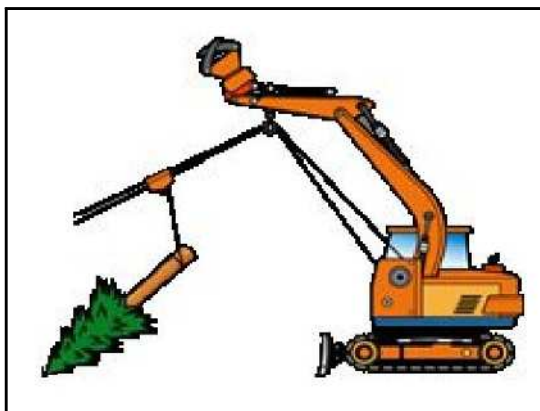
#### フォワーダ（集材）

玉切りした短幹材をグラップルクレーンで荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械。



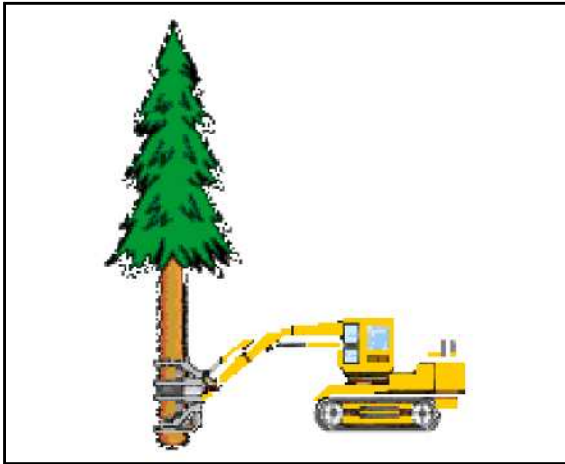
#### スキッダ（集材）

全木材，全幹材を牽引式で土場まで地引集材する集材専用の自走式機械



#### スイングヤーダ（集材）

簡易索張方式に対応し，かつ作業中に旋回可能なブームを装備する集材機械。建設用ベースマシン等に複数の集材用ウィンチを搭載し，ブーム又はアームをタワーとして使用する。



フエラーバンチャ（伐倒・集積）  
立木を伐倒（フエリング）し，伐倒木を  
集材に便利な場所へ集積（バンチング）す  
る自走式機械。

### 5 条 森 林（ごじょうしんりん）

森林法第5条で定める地域森林計画の対象森林で，自然的経済的社会的諸条件及び周辺地域の土地利用の状況から判断して，森林として利用することがふさわしい民有林をいう。（⇒ 地域森林計画）

### 《 さ 》

#### 最 多 密 度（さいたみつど）

間伐されずにひどく混み合った林分では，成長に伴って劣勢木が枯死してくる。これは自然間引きといわれる現象で，林分は，林木の大きさに応じて林木が生存しうる最多の本数密度に一定の限界をもっており，この関係を表したものが最多密度曲線である。（⇒ 間伐）

#### 山 地 災 害 防 止 機 能 ・ 土 壌 保 全 機 能

##### （さんちさいがいぼうしきのう・どじょうほぜんきのう）

自然現象等による土砂崩壊，土砂流出，落石等の山地災害の発生のほか，表面浸食等山地の荒廃化を防止し，土壌を保持するなどの諸機能。

#### 山 地 災 害 防 止 ・ 土 壌 保 全 機 能 維 持 増 進 森 林

##### （さんちさいがいぼうし・どじょうほぜんきのういじぞうしんしんりん）

下層植生が生育するための空間が確保され，適度な光が射し込み，下層植生とともに樹木の根が深く発達し，土壌を保持する能力に優れた森林で，山地災害防止・土壌保全機能の高度発揮が特に求められる森林。

#### 地 ご し ら え（じごしらえ）

植栽や天然更新の準備のため，雑草や灌木の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う作業。（⇒ 天然更新）

#### 自 走 式 搬 器（じそうしきはんき）

動力を内蔵した搬器型集材機械であり，人工林の間伐あるいは天然林の択伐等の少量の木材搬出に用いられる。（⇒ 間伐，択伐）

## 持続可能な森林経営（じぞくかのうなしんりんけいえい）

森林を生態系として捉え、その生態系の健全性を維持し、活力を利用して、人々の多様なニーズ（たとえば、木材、木製品、水、食料、燃料、余暇、野生生物の生息地、景観、炭素の吸収・貯蔵源等）に永続的に応えることが可能となるよう森林を取り扱うこと。

## 下刈り（したがり）

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後5～7年間、毎年春から夏の間に行われる。（⇒刈払い）

## 指定施業要件（していせぎょうようけん）

保安林の指定目的を達成するため定められる森林施業上の条件。①立木の伐採方法（禁伐、択伐、皆伐の区分）、②立木の伐採の限度（面積、材積）、③伐採後の植栽方法、期間及び樹種、について指定される。（⇒保安林、森林施業、択伐、皆伐）

## 指導林家（しどうりんか）

森林・林業に関する優れた技術・知識を有し、人格・識見ともに優れ、地域の模範となる森林・林業経営を行っている者をさし、知事が認定する。  
現在本県には49名いる。（令和3年3月31日現在）

## 指導林業士（しどうりんぎょうし）

森林・林業に関する優れた技術・知識を有し、人格・識見ともに優れている者をさし、知事が認定する。  
現在本県には96名いる。（令和3年3月31日現在）

## 集成材（しゅうせいざい）

ラミナ（集成材を構成する板材）を繊維方向に互いに平行にして、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。

## 収量比数（しゅうりょうひすう）

現在の立木の単位面積当たりの材積と、当該立木と樹種及び樹高を同じくする立木が達成しうる最大の単位面積当たりの材積との比をいう。現在の林分が、その林分が持ちうる最大の材積に対して、どの位であるかを割合で表したもので、林分の混み具合を示す指標となる。

## 樹冠（じゅかん）

樹木の枝と葉の集まり、クローネ。（⇒林冠）

## 樹冠疎密度（じゅかんそみつど）

林木の生育状態を示す密度。おおむね20㎡の森林の区域に係る樹冠投影面積を当該区域の面積で除して算出される。10分の5以下を疎、10分の6から10分の8を中、10分の9以上を密としている。

## 受光伐（じゅこうばつ）

複層林などを造成する場合に，下層木が成長できるように，陽光を調整するために行う伐採のこと。

## 主伐（しゅばつ）

利用期に達した樹木を伐採し，収穫すること。間伐と異なり，伐採後，次の世代の樹木の更新を行う。（⇒間伐，更新）

## 除伐（じょばつ）

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に，下刈りを終了してから，植栽木の枝葉が残り，互いに接し合う状態になるまでの間に数回行われる。（⇒下刈り）

## 人工造林（じんこうぞうりん）

苗木の植栽，種子の播き付け，挿し木などの人為的な方法により森林を造成すること。

## 森林GIS（しんりんじいあいえず）「地理情報システム」

森林の位置・形状等の図面情報と林齢，樹種，蓄積等の数値や文字の情報を一元的に管理し，これらの情報について，検索や分析を行うとともに，様々な地図，帳簿等を出力することができるシステム。（⇒林齢）

## 森林施業（しんりんせぎょう）

森林を維持造成するための伐採，造林，保育などの諸行為を適正に組み合わせ，目的に応じた森林の取り扱いをすること。（⇒保育）

## 森林経営計画（しんりんけいえいけいかく）

森林所有者又は森林経営の委託を受けた者が，単独又は共同で，自らが所有する森林又は森林経営を受託している森林を対象として自発的に作成する伐採や造林等の実施に関する5年間の計画。路網の整備状況等を勘案して市町村等が認定。森林の多面的機能の十分な発揮に資する持続的な森林経営を確立することを目的としたもの。

## 森林経営管理制度（しんりんけいえいかんりせいど）

森林経営管理法に基づき，平成31年4月から施行された制度で，森林所有者に適切な経営管理を促すため経営管理の責務を明確化するとともに，所有者自らが適切な経営管理を実施できない森林において，市町村が経営管理を行うために必要な権利を取得し（経営管理権の設定），林業経営に適した森林は林業経営者に委ね（経営管理実施権の設定），林業経営者に委ねることができない森林は市町村が経営管理を実施するもの。

## 森林の機能（しんりんのきのう）

森林が有している様々な”はたらき”のことで，木材生産等機能の経済的機能と，水源涵養機能，山地災害防止機能・土壌保全機能，快適環境形成機能，保健・レクリエーション機能，文化機能，生物多様性保全機能，地球環境保全機能の公益的機能に大きく区分されている。（⇒木材生産等機能，公益的機能別施業森林）

### **森林・林業基本計画（しんりん・りんぎょうきほんけいかく）**

森林・林業基本法に定められた森林・林業政策の基本理念である，森林の有する多面的機能の発揮，林業の持続的かつ健全な発展の実現に向けて，森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，同法に基づき政府がたてる計画。具体的には関係者の取り組むべき課題を明らかにした上で，森林の有する多面的機能の発揮並びに木材の供給及び利用の目標を設定するとともに，関連施策を示している。

### **森林・林業基本法（しんりん・りんぎょうきほんほう）**

森林に対する国民の要請の多様化，林業を取り巻く情勢の変化等に伴い，木材の生産を主体とした政策から森林の有する多面にわたる機能の持続的発揮を図るための政策へと転換し，国民的合意の下に政策を進めていくため，「森林の有する多面的機能の発揮」「林業の持続的かつ健全な発展」という森林・林業施策についての基本理念を明らかにしつつ，その実現を図るための基本となる事項を定めた法律。

### **森林作業道（しんりんさぎょうどう）**

林道規程によらない道で，森林の作業のために特定の者が継続的に利用する施設であり，主として林業機械（フォワーダ等）や2トン積程度の小型トラックの走行を予定するもの。

### **森林整備推進協定（しんりんせいびすいしんきょうてい）**

民有林と国有林が連携して森林整備を推進するための協定。隣接する森林に森林共同施業団地を設定し，森林整備実施計画を定め，民有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備を推進していくことを目的としたもの。

（協定地：H30.3肝付町岸良地域，H30.10肝付町北方地域，R3.3屋久島地域，H3 1.3鹿兒島地域・南薩地域，R2.1出水地域，R3.3始良西部地域，H27.2日置市，H27.8鹿屋市）

### **森林経営プランナー（しんりんけいえいぷらんなー）**

森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し，小規模森林所有者の森林をとりまとめ，施業の実施に関する合意形成を図る人材。

現在本県には289名いる。（令和3年3月31日現在）

### **水源涵養機能（すいげんかんようきのう）**

降雨時における河川流量の増水ピークを分散させる洪水防止機能と干天時期においても河川流量を一定以上に維持し，渇水を緩和する機能を合わせた機能。

### **水源涵養機能維持増進森林（すいげんかんようきのういじぞうしんしんりん）**

下層植生とともに樹木の根の発達により，水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で，水源涵養機能の高度発揮が特に求められる森林。

### **水土保持（すいどほぜん）**

災害に強い国土基盤の形成，良質な水の安定供給を確保する観点。

### **制限林（せいげんりん）**

保安林，保安施設地区内の森林をはじめ法令により立木の伐採に制限がある森林。  
（⇒保安林，保安施設地区）

### **青年林業士（せいねんりんぎょうし）**

地域林業の担い手として，意欲をもって林業に取り組んでいる者で，所定の研修を受けた後，知事が認定する  
現在本県には119名いる。（令和3年3月31日現在）

### **生物多様性保全機能（せいぶつたようせいほぜんきのう）**

遺伝子保全や生物種保全，生態系保全など根源的な諸機能

### **素材（そざい）**

丸太及び柚角（そまかく）の総称であり，原木ともいう。

柚角：立木の伐採後，現地で玉伐った丸太の四方を削って隅に丸味を残して角材としたもの。

### **《 た 》**

### **択伐（たくばつ）**

主伐の一種で森林内の成熟木の一部を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。（⇒主伐）

### **団粒構造（だんりゅうこうぞう）**

適潤から湿性な森林土壌の表層に発達し，比較的柔らかで丸味があり，押すとすぐつぶれ，パンくず状を呈する。有機物が多く，通気，透水性に優れており，この構造が発達する土壌は林木の成長が良好である。

### **地域森林計画（ちいきしんりんけいかく）**

地域森林計画は，森林法第5条の規定に基づき，知事が全国森林計画に即してたてる10年間の計画で，民有林の森林整備の目標，伐採・造林等の計画量を定めるとともに，市町村森林整備計画策定の指針，基準等を示すものである。

### **長伐期施業（ちょうばつきせぎょう）**

通常の伐採年齢（例えばスギの場合35～40年程度）のおおむね2倍に相当する林齢で伐採を行う施業。（⇒林齢）

### **地球環境保全機能（ちきゅうかんきょうほぜんきのう）**

二酸化炭素の固定などの森林の働きが保たれることによって発揮される機能。ただし，属地性をもたない。

### **適地適木（てきちてきぼく）**

人工林を仕立てる場合，または林種を転換して収穫量を上げるために，その土壌に最も適した樹種を選んで植栽すること。

### **天然下種更新（てんねんかしゅこうしん）**

自然に落ちた”たね”が林地で発芽した稚樹による更新（ヒノキ，マツ林などで行われている。）（⇒更新）

### **天然更新（てんねんこうしん）**

主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させること。種子が自然に落下，発芽して成長する場合（天然下種更新）と，木の根株から発芽（萌芽）して成長する場合（萌芽更新）などがある。

### **天然生林（てんねんせいりん）**

主として，天然力を活用することにより成立させ，維持する施業が行われている森林。

### **特定広葉樹（とくていこうようじゅ）**

風致の優れた森林の維持又は造成に必要な樹種として市町村森林整備計画において定められている広葉樹。

### **特定保安林（とくていほあんりん）**

保安林の機能を十分発揮していないものについて「特定保安林」として指定し，必要な森林施業や治山事業等を計画的に実施し，所期の機能を発揮できる森林状態に整備していく。（⇒保安林，森林施業）

### **特用林産物（とくようりんさんぶつ）**

森林・原野において生産（採取）される産物のうち一般の木材を除くもの。代表的なものとして，きのこ類，山菜，竹（タケノコ），樅実等がある。

## **《 な 》**

### **2条森林（にじょうしんりん）**

森林の定義を示しており，木竹が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹，また木竹の集団的な生育に利用される土地をいう。

## **《 は 》**

### **伐期（ばつき）**

木材の伐採・収穫の時期。

### **伐採種（ばっさいしゅ）**

主伐における伐採方法をいい，一般的に皆伐，漸伐，択伐に区分する。

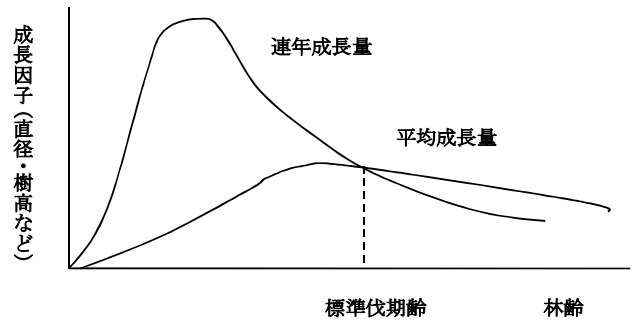
（⇒主伐，皆伐，択伐）



## 標準伐期齢（ひょうじゅんぱっきれい）

主要樹種について平均成長量が最大となる年齢を基準とし，森林の有する公益的機能，既往の伐採齢及び森林の構成を勘案して定めた地域における標準的な主伐の林齢。（⇒ 平均成長量，主伐，林齢）

図1 成長曲線模式図



## 風衝地（ふうしょうち）

常時，風にさらされて樹木の生育環境が厳しい場所。

## 複層林施業（ふくそうりんせぎょう）

森林を構成する林木を部分的に伐採し，苗木の植栽等を行うことにより，樹齢，樹高の異なる複数の樹冠層を有する森林を造成する施業。（⇒ 樹冠）

## 普通林（ふつうりん）

民有林のうち制限林以外の森林をいう。保安林，保安施設地区など，法令で立木の伐採規制のある森林を除いた森林。（⇒ 制限林，保安林，保安施設地区）

## 文化機能（ぶんかきのう）

景観（ランドスケープ）・風致や生産・労働体験の場，自然とのふれあいなど学習・教育，また，芸術，伝統文化，地域の多様性（風土形成）などの諸機能。

## プレカット

建築部材を工場であらかじめ刻み加工を施すこと。大工・技能者不足への対応，部材加工コストの低減化，住宅の工期短縮等を図ることが可能となる。

## 平均成長量（へいきんせいちょうりょう）

材積を林齢で割った1年あたりの平均の林木の成長量。（⇒ 林齢）

## 保安施設（ほあんしせつ）

水源の涵養，土砂の流出・崩壊の防備，飛砂の防備等の目的を達成するため行う森林造成又は森林の維持に必要な施設の工事。

## 保安施設地区（ほあんしせつちく）

農林水産大臣が保安林の指定目的を達成するための事業を行う必要があると認めた場合，その事業を行うに必要な限度で，森林，原野その他の土地を指定した地区。（⇒ 保安林）

## 保安林（ほあんりん）

水資源の涵養，土砂の流出，魚つき，保健・風致などの目的を達成するために森林法

第25条に基づいて、農林水産大臣または知事が指定した森林をいう。

### **保育（ほいく）**

植栽を終了してから伐採するまでの間に、樹木の生育を促すために行う下刈り，除伐等の作業の総称。（⇒下刈り，除伐）

### **萌芽更新（ぼうがこうしん）**

立木を伐採した後に切株からでる萌芽を育て，後継樹とする。クヌギ，コナラなど萌芽力の強い広葉樹に対して行われており，しいたけ原木林及び薪炭林施業に採用されている。

### **保健・レクリエーション機能（ほけん・れくりえーしょんきのう）**

リハビリテーションなどの療養や休息，リフレッシュ，散策，森林浴などの保養，また，行楽，スポーツなどのレクリエーションなどの諸機能。

### **保健文化機能維持増進森林（ほけんぶんかきのういじぞうしんしんりん）**

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され，多様な樹種等からなり，住民等に憩いと学びの場を提供し，また，史跡・名勝と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成し，原生的な森林生態系，貴重な生物種が生育・生息している森林で，保健・レクリエーション機能，文化機能，生物多様性機能の高度発揮が特に求められる森林。（⇒保健・レクリエーション機能，文化機能，生物多様性機能）

### **保護樹帯（ほごじゅたい）**

伐採箇所において，伐採後の林地保全，幼齢造林地を強風等から保護するため，伐採を行わず残しておく帯状の森林。

## **《ま》**

### **無立木地（むりゅうぼくち）**

通常，樹木が生立していない林地をいうが，国有林野経営規程では，林種を立木地と無立木地に分け，無立木地をさらに伐採跡地と未立木地に区分し，樹冠の投影面積が20%以下の林地を無立木地と規定し，民有林では同じく30%以下としている。

（⇒樹冠）

### **芽かき（めかき）**

萌芽更新を行った箇所において，目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし，それ以外はかきとる作業。（⇒萌芽更新）

### **木材等生産機能維持増進森林（もくざいとうせいさんきのういじぞうしんしんりん）**

林木の生育が良好な森林で，地形，地理等から効率的な森林の施業が可能な森林

## **《や》**

### **要整備森林（ようせいびしんりん）**

特定保安林の機能の確保を図るため，造林，保育，伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林。（⇒特定保安林，保育）

## 《ら》

### 流域森林・林業活性化センター

(りゅういきしんりん・りんぎょうかつせいかせんたー)

流域森林・林業活性化協議会における関係者間の調整，合意形成の促進等を通じ，森林の流域管理システムを推進することを目的として設けられた組織。流域内の市町村，森林，林業，木材産業の関係者等からなる。

### 林冠（りんかん）

樹冠が隣接する樹木の樹冠と接して隙間なく連続している状態。この場合，日光を地表に通さないような状態を閉鎖林，うっ閉林ともいう。隣接樹との間がある状態は疎林冠という。（⇒ 樹冠）

### 林業労働力確保支援センター

(りんぎょうろうどうりょくかくほしえんせんたー)

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき，都道府県知事が指定する公益法人。研修の実施，無利子資金の貸付，高性能林業機械の貸付，委託募集の実施等を通じて，新規参入の促進と林業事業体の事業の合理化，雇用管理の改善を支援することとしている。（⇒ 高性能林業機械）

### 林床（りんしょう）

森林の中の地表面。太陽光線が届きにくいので，そこに適応した植物が生育する。

### 林小班（りんしょうはん）

①林班，②準林班，③小班から成る一連番号をいう。

①林班：原則として字界又は天然地形をもってその面積がおおむね50haとなるように設定。②準林班：おおむね5haを基準として設定。③小班：原則として森林所有者及び地番により設定。

### 林相（りんそう）

森林を構成する樹種，林冠の疎密度，林齢，林木の成長状態などによって示される森林の全体像をいう。（⇒ 林齢）

### 林道改築（りんどうかいちく）

既設林道の構造について全線的に質的向上を図ること。

### 林道改良（りんどうかいりょう）

既設林道の輸送力の向上と通行の安全確保を図るため，その局部的構造の質的向上の整備を実施すること。

### 林道密度（りんどうみつど）

単位森林面積当たりの林道延長のことで，m/haの単位で表す。林道延長を対象とする森林面積で除したものの。

### **林業専用道（りんぎょうせんようどう）**

幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、間伐作業を始めとする森林施業の用に供する道をいい、普通自動車（10トン積程度のトラック）や大型ホイールタイプフォワードの輸送能力に応じた規格・構造を有するものをいう。（⇒森林作業道）

### **林内相対照度（りんないそうたいしょうど）**

林外の光をさえぎるものがない場所の照度（太陽光量；ルクス）に対する、林内の照度の比を％であらわしたもの。複層林を造成するときの林内の相対照度は20％必要と言われている。

### **林内道路密度（りんないどうろみつど）**

単位森林面積当たりの道路延長のことで、m/haの単位で表す。林内道路延長には、林道のほか市町村道等の公道を含む。

### **林内路網密度（りんないろもうみつど）**

単位森林面積当たりの路網密度のことで、m/haの単位で表す。路網延長には、林道、作業道（路）等の一時的な作業用道路のほか市町村道等の公道を含む。

### **林分密度管理図（りんぶんみつどかんりず）**

林分は密度（本数）によって、林木の肥大成長（直径）に違いがでてくる。この関係には、上層木平均樹高ごとに一定の法則性がある。この法則のもとに密度管理の計画、伐採の目安、林分成長の予測を示した図を林分密度管理図という。

### **林齢（りんれい）**

森林又は林木の年齢。人工林では、苗木を植栽した年を1年生とし、以後2年生、3年生と数える。

### **齢級（れいきゅう）**

林齢を一定の幅でくくったもの。5年をひとくくりにし、林齢1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級と数える。（⇒林齢）

### **列状間伐（れつじょうかんぱつ）**

間伐作業の低コスト化を図るため、伐採や搬出に都合がよいように列状に間伐を行う方法。（⇒間伐）

### **連年成長量（れんねんせいちょうりょう）**

ある林齢の前後1年間の林木の成長量。（⇒林齢）

### **路網整備等推進区域（ろもうせいびとうすいしんくいき）**

林道等の既設路線や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して効率的な森林施業を推進する箇所で、市町村森林整備計画で定められる。